

平成26年知立市議会 9 月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成26年 9 月19日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉山 千春	三宅 守人	高木千恵子	永田 起也
稲垣 達雄	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	加藤 初
長寿介護課長	中村 明広	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	清水 弘一	市民部長	山口 義勝
市民課長	稲垣 利之	経済課長	早川 晋
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係長	近藤 克好	議事係	野々山英里

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第43号	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
議案第44号	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
議案第47号	知立市中心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例	〃
議案第48号	知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	〃
議案第49号	知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	〃
議案第50号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	〃
陳情第23号	憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書	不採択
陳情第24号	憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書	〃
陳情第26号	「(仮)手話言語法」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書	採 択

午前9時59分開会

○稲垣委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は9件、すなわち議案第43号、議案第44号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、陳情第23号、陳情第24号、陳情第26号です。これらの案件を逐次議題といたします。

なお、陳情第26号の1件につきましては、趣旨説明の希望があります。まずこの委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の審査が終了した後にいきますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。

なお、手話通訳者の方を介しての説明につきましては、1件10分といたします。

説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場に立って行ってください。

それでは、知立市聴覚障害者協会より提出されました陳情第26号の提出者、中嶋宇月さん、説明席にお座りください。

中嶋さん、陳情第26号の趣旨説明をお願いします。

○中嶋宇月氏

初めまして。私、中嶋宇月と申します。知立市聴覚障害者協会会長を務めています。

本日、大変な会議のときにお時間をいただき、どうもありがとうございます。陳情書についてお

話したいと思います。

まず、2006年、国連で障害者権利条約を採択されました。その中に、手話は言語ですということが明記されました。それにあわせて日本も2011年、障害者基本改正がありまして、手話は言語ですということが明記されました。

しかし、手話についての問題は全くまだ曖昧なままです。そのような状況です。そのために、手話は何だろうか、はっきり定義されるように手話の言語法の策定を求めますという内容です。

今、社会は、まだまだ手話に対する誤解、偏見、聴覚障がい者のそういった暮らし、わからないところがたくさんあります。例えば、ちょっと見えづらいかもしれませんが、これは、ある病院の、ある聾の高齢者の入院されている様子です。手袋をはめさせられ、そういう状況で手すりに縛られた状況でした。たまたまこの聾高齢者の方が前から私、知り合いでしたので、女性が入院されたということでお見舞いに行きました。そうしたところを手すりに縛られて、とにかくびっくりしてショックを受けました。

慌てて看護師のほうを呼びまして、どうして手すりに縛られているのか聞いたところ、点滴を外してしまうとか、暴れるとかいう理由で説明されましたが、でもこの聾高齢者の方はコミュニケーションが手袋をはめたままでは手話ができません。看護師の方は、そういうことがわからず、手袋をはめられていたんですけれども、ずっと縛られて大変苦しかったと、手話がやりたかったという、そういうお話を涙ながらに話されました。

手話ということを知らなかったために暴れると看護師は誤解されたようです。手話とは何か、コミュニケーションとは何か、そういうことをお話ししました。看護師のほうは手話をやる姿を暴れると誤解されたようですね。そういった状況がありました。

今、21世紀です。21世紀に入っているんですが、まだまだそういった誤解で問題が起きています。まだほかにもいろいろな問題が起きています。1日でも早く手話は言語ですと国に意見書を出して

いただきたい。手話に対する理解、安心して暮らせることができるように、障がいを持ってる持っていないに関係なく、誰でもが暮らしやすい社会になるようにしていただきたいと思います。

どうか、手話は言語、手話言語法をつくって、それを皆さんに理解して協力していただきたいというのが陳情の内容です。

以上です。

○稲垣委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

質問なしと認めます。これで陳情第26号の趣旨説明を終わります。

中嶋さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託されました案件を議題としていきます。

議案第43号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、少しお知らせください。

まず、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援ということで、戦争がありまして、中国に取り残された、そういう方々が日本国籍を回復をし、その後、日本に帰国をし、生活を始めると。現地で日本語を習得していれば別ですが、中国語等を含めて日本社会になじむということが大変困難というような状況で、生活を支える就労等もなかなか困難だということ

があって、こうした法律ができたんだろうと、私、しっかり法律を読んだわけではありませんので、そう理解をしているところです。

ですから、まずこの法律について、おおよそのところでどのような中身を、今回提案されている条例の中身を見ると、その支援の中身についていろいろと書かれてる法律だということは理解しますけど、あらましについてお知らせください。

○福祉課長

中国残留邦人については、中国残留の方と樺太の残留邦人を中国残留邦人という形で総称しております。中国残留邦人の方については、一時帰国の援助、永住帰国の援護、定着自立の援護という形での事業展開がされております。

平成20年からは老齢基礎年金等の満額支給をされると。保険料については国のほうが支払うという形になっております。老齢基礎年金が満額支給されない場合については、それを補完するような支給があります。地域社会における生活支援という形で、さまざまな中国残留邦人の方等に地域になじめるようにダンス講習会だとか、折り紙教室だとかを交流センター等を設置して国のほうは実施されているということです。

今回の改正については、中国残留邦人の奥さん等についてまでその対象を広げるということが今回の改正でございます。

以上です。

○佐藤委員

一時帰国支援とか永住支援、定着支援と、そういう形でありましたけれども、ということは、例えば中国の帰国をされた。しかし、支援を受けるべき日本国籍を有する方が死亡されたといった場合、その配偶者の生活を支えると、こういうことで改正がなされたということでしょうか。

○福祉課長

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

わかりました。

それで、ここにある1条から7条、保育のところまで確認だけですので、これは、実際には国の

そうした施策の中で、支援を受けれるものについては、そうした知立市として支給をしないということを条例で定め、そのほか支援のないものについては支給ができるようにするという条例だというふうに理解しますけども、このところを条文に沿って、条ごとに説明してください。

○福祉課長

まずは第1条としては、霊柩車の仕様条例の一部改正ということでございます。

次に、障害者医療支給条例の。

○佐藤委員

受けれるのか、受けれないのか。

○福祉課長

受けれるというふうに。

○佐藤委員

亡くなった場合、1条と5条ですね、亡くなれたと、そうした場合について使用料について知立市として減免すると、こういうことでしょうか。

○市民課長

1条と5条については、市民課のほうの関係になりますので、答弁させていただきます。

1条、5条につきましては、減免のほうが受けれるということになります。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、そのほかは医療費の支給がありますよね。母子だとかこれらについては他の支給が法律の中で支給があるので知立市では支給をできないということを書いてるというふうに理解しますけど、それでよろしいでしょうか。

○国保医療課長

私どものほうの改正部分でございますけども、今まで改正前、対象にならなかった受給資格外というところで載せさせていただいた部分が、今まで改正前、受給資格外というふうに判断されていた方につきまして、今後の改正後の中では新しく改正されるというふうに読み取れるわけでございますけども、附則のところ、これはここに載せさせていただいたことで、ここの部分で今までどおり受給資格外としますということを明確にさせ

ていただきましたので、中身としては特に変わって、今までどおりの旧法のままの取り扱いと、実際これに該当する方はおみえにならないんですが、仮に新しく発生したとして今までどおりの対応というふうになります。

○佐藤委員

今そういう形で受給外ということですが、実際には知立市に、今、国保医療課長が言われたように対象となるこうした方々はみえないということよろしいですか。

○国保医療課長

対象となる方はございません。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号について、挙手により採決します。

議案第43号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第43号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題とし

ます。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

確認だけさせてください。

ここには母子寡婦ということで父子が対象じゃなかったのが、今回対象になるということだというふうに理解しますけども、かつて知立市独自で父子家庭に対する児童扶養手当みたいなやつを独自でやって、その後、国がそうした手当をしたということで知立市の支給の内容がなくなったと思うんですけど、今回の父子ということで、特に医療と保育所、保育料の関係で出ますけれども、そうした手当そのものはありますけれども、母子と同等のような形で医療費だとか保育料についてそうした手当がなかったということで今回改正されたということでしょうか。

○子ども課長

保育所のほうの関係でお答えさせていただきます。

今現在、父子というのは対象でございませんでした。今回の条例改正で対象ということになりますけれども、実際の現状を申し上げますと、こちらの対象になる方というのは、所得税が発生していない方で市民税の方という方が対象になっております。

それで、実際に現状でそういう方がいらっしゃるかどうかということですと、父子という方は現在、保育所の中では5名の方がみえますけれども、こちらの今、所得税のほうは皆さんございますので、こちらの条例の適用になる方がございません。

○国保医療課長

私どものほうでは、母子家庭等医療費支給事業ということでこれまでやっておりますけども、今回法律の名前が変わったということに伴う変更がございませんで、今までも母子または父子家庭で18歳未満という一定の条件がございますけども、特にこの内容に変更はございません。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号について、挙手により採決します。

議案第44号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第44号 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号 知立市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

本会議でもありましたけれども、改めてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それで今回、扶助料の金額が増額をされたと。その一方で、65歳以上だとか所得制限というようなことがありましたけれども、まずこの第3条関係について御説明を願いたいというふうに思います。

○福祉課長

心身障害者扶助料の見直しについては、まず第1点として、支給区分を4階層のままとし、身体

○佐藤委員

年齢の関係。

○福祉課長

年齢の関係については、まず、扶助料を見直しをしたときに平成25年度決算で7億9,840万円余のものが、試算し直しますと8,992万6,000円になります。7,598万4,000円だったものが8,992万6,000円、約1,400万円増加します。

本来ならば制限なしに支給をしたいんですが、扶助料の単価を見直しただけでも1,400万円増加してしまうというところがございます、あともう一つ、福祉サービスの傾向を見ますと、福祉サービス事業という形で現物給付のホームヘルプの派遣だとか、デイサービス事業等の事業を合わせていきますと、平成25年度決算で約6億9,800万円のお金がかかっております。平成20年と比較しますと、平成20年が約3億1,800万円という形で、かなり増加をしております。毎年大体増加率が1,900万円増加しまして、平成25年と平成20年を比較しますと、事業費で1億1,250万円ほど増加してまいりました。ですので、今回扶助料の現物給付というものを見直しをして、現金給付だった扶助料に対して福祉サービスが大きくなってきたので、かなり現物給付が充足したというところで、一応は65歳の方について年齢制限をさせていただくということで、今回改正をさせていただいております。

65歳から障害手帳を高齢のために取得された方等については、それまでの人生においては働いてきて十分老齢年金がもらえるということと、あと、介護保険の給付も65歳からだというその2点について、本来なら余り制限を加えたくないところなんですけど、65歳の方については、そういう年金制度、介護保険制度というものが充足しているという点で、今回の扶助料の新規に障害者手帳を取得した方については今回は除外という形で提案をさせていただいております。

以上です。

○佐藤委員

いろいろ長く説明いただきましたけれども、確認したいのは、65歳以前にこうした身体障害者手帳、療育手帳、またはということで精神障害者手帳の交付を65歳未満で受給された方については、

これは第3条のところは扶助料の支給を受けるものというふうになってますので、その方については、引き続き65歳を超えても支給を受けることができるということでしょうか。

○福祉課長

65歳以前に手帳を取得している方については、受けることはできるということです。

○佐藤委員

そうすると、65歳を超えてこうした手帳を交付を受けた新たに障がいを持たれた方については適用外と、対象外と、ということですか。

○福祉課長

はい。そのとおりでございます。

○佐藤委員

65歳に到達する前、この手帳交付というのは申請があつてからどれぐらいの期間で交付を受けることがそれぞれできるのか、それはどうでしょうか。

○福祉課長

1カ月程度だと思います。

○佐藤委員

そうすると、順調にいけば1カ月程度で手帳交付を申請してから受けるということになれば、64歳と11カ月でも手帳交付が受けて、その方については、この手当を受けることができるということでしょうか。

○福祉課長

受けることができるということです。

○佐藤委員

ということは、これらの方についても福祉課長が言われるような交通事故などを含めた脳血管等を含めた障がい等ですね、手帳交付を受けたということは、その範囲の中で患ったとなるわけですね。

そうすると、先ほど御説明があつたのは、その方がどんな職歴やどんな経歴をし、どのような年金に加入をし、受給をされるのか、これはさまざまというふうに思います。

厚生年金等を含めれば、基礎年金部分と報酬比例部分があります。国民年金ならば老齢年金、基

礎年金だけです。多くても満額かけても7万円いくかいかないかというレベルの人たちですよね、月額。そうすると、1カ月の差の中で受けることができる人と受けることができない人が、このボーダーについての矛盾については、どのようなお考えですか。

○福祉課長

一応はどこかで線を引かなきゃいけないので、やはり65歳以上未満という形での誕生日に達したかどうかということが一番の問題になると思います。

○佐藤委員

先ほどの説明からみれば、一番の根拠となっているのは、確かに扶助料の支給額がふえていく、なおかつ障がい者に対する現物給付がふえていく実態はありますよね。それは私も承知をしております。

しかしながら、どんな制度でも線引きはあるわけで、そうした矛盾は、その境界のところでは絶えず発生をするわけです。それは私も承知をしますけれども、先ほどの説明は、この年金が受けることができる、介護保険の給付を受けることができる、こういうことを言われましたけれども、実際問題としてこの方たちは、65歳に到達してそういうことですが、私が思うに、先ほど福祉課長が本来ならばやりたいと。例えばこれが7万円ぐらいの基礎年金しかないという方の場合だったらどうなりますか、矛盾じゃないですか、これは、私が思うに。どうでしょうか。

○福祉課長

福祉課は生活保護もやっておりますので、7万円程度の年金になると、今度は生活保護のボーダーラインになってまいりますので、その辺で生活保護になる方もいらっしゃいますので、そうすると今度は生活保護制度という形のほうに移行されてきますので、その辺でのセーフティネットはできてると思っています。

○佐藤委員

今、生活保護を受ける方たち、どうしても受けざるを得ないという人たちがあって、その人たちは

は受給の権利があるので、生活を基本的人権を保障するために生活保護を申請し、受給するということは当然だと思います。

しかしながら、年金がそれよりも少ない方たちでも申請をせず頑張ってる方たちも一方ではおられるんですよね。そうした方たちを支援するという意味をみたときに、これを単純に切ってしまうということは大変問題じゃないかと私は思いますよ。セーフティネットはできてるということを言いますけれども。

そういうことであるならば、私は受給してほしいと思ってますけど、もっと知恵を出せば受給の65歳で切るのではなくて、この支給額の違いを階段を設けて支給するだとか、そうした措置だつとれるじゃないですか。私は、そのように思いますよ。

これはこれから発生するという人たちですので、今、それがどのぐらいかということとはわからないにしても、過去の例や65歳を到達して手帳交付受けて、そして申請をされたら、受給をされているという方たち、1つ確認しますけれども、現在65歳を過ぎて過去に受給された方たちも引き続きこれは受給は可能なわけですよね。新たな方だけです、その辺で推計としてどのぐらいの人たちが毎年発生をし、なおかつこのことによって幾ら影響額があるのか、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

今まで受けてる方は、制限はしません。今までどおり支給させていただきます。

あと、平成25年度、平成24年度の新規の手帳取得者の状況でいきますと、平成25年においては214名の方が新規に取得しました。そのうち88名の方が65歳以上の方、平成24年においては197名の方が新規に取得しまして、そのうち102名の方が65歳以上の方です。

毎年対象者は約100人ぐらい程度増加しておりますので、65歳以上の方が対象になると支給する対象者は一定化してくるかなと思います。

○佐藤委員

100人程度が増加するというので、今これを

新たな65歳を対象外とすれば受給人数が一定化するということですか。もうちょっとわかりやすく説明してください。

○福祉課長

大体毎年65歳以上の方は約200名の中の半数の100人が65歳以上ですので、今現在200人ふえてるんですが、死亡等で100人現実減っておりますので、100人ずつ増加しているというのが現状です。

ですので、そこで65歳以上の方に制限をかければ、その100人がなくなるので、受給対象者の人数は一定化で推移するだろうという形での予測はしております。

○佐藤委員

それで一定化するだろうということですが、影響額についてはどれぐらいみてるんですか。

○福祉課長

影響額については、同額で推移していくだろうとみております。いろんな方がいらっしゃるんで、100人の方が減って新たに100人の方がふえるという形を考えた場合に、今現在では同額でしか予想してないんですけど。

○佐藤委員

私、先ほど言いましたけれども、少なくとも生活実態を見たときに、それぞれの金額がありますけれども、そうおっしゃる中でも、その65歳で切ることの矛盾があるわけですので、私はそこに階段をくっつけて支給するとか、そうしたことも少なくとも検討はされなかったんですか、そうした矛盾。これは大変な矛盾ですよ。あの方は64歳11カ月で受けて、私は受けられなかったと、これは大変な矛盾で不公平感が残るものだと思いますよ。そう思うと、そうした階段を一方では扶助料の増加に備えないかんという発想があったにしても、そうしたことを検討することも必要だったのかなと私は思いますけど、そんな検討は全然されなかったんですか。

○福祉課長

アンケート調査を平成24年に実施しました。それで障がいの発生について分析をしたところ、身体障がい者の方に65歳以上の場合、手帳を取得す

るところがかなり多くありました。そういうところを分析したときに、知的、精神の方というのは65歳以前に既に障がいを持ってらっしゃる。身体障がい者の方は、通常の健常者として生活をしてきて、高齢が原因等と思われることで障がいになっていくわけですね。そうした場合に、人生の長いスパンの中に療育と精神の方と身体障がい者の方の65歳までの部分はかなり違うという判断をしてまして、それで65歳という形の区切りをさせていただいております。

○佐藤委員

それはアンケートで結果そういう分析をされたということでもありますけれども、全ての方がそれに当てはまるんですか。そうした65歳以上発生しても、そうした状況の違う方たちもみえるじゃないですか。そこまで分析をされてやったんですか。

私は、少なくともそうした方たちについては階段を設けて、ちゃんと手当してやるということが必要じゃないかというふうに思います。私が言ったからといって答弁が覆るとは思いませんけれども、それぐらいの配慮はあってしかるべきだったんじゃないですか。

○福祉課長

やはり今回の扶助料の見直しというのが限られた財源の中で金額を上げていくというのがテーマでございましたので、そうすると、制限をどこかでつけなければいけないという形になりました。

それで1つのラインとして、今言った障がいになった年齢だとか等は加味すべきではないかというところで、年金制度が65歳だということ、ずっと健常者として働くことができた方については、今回は遠慮をしていただきたいということで提案をさせていただきました。

○佐藤委員

言い分はわかりました。しかし、それでいいのかという点では、納得できないなというところですよ。

それで、もう一点、この所得制限についても詳しく御説明ください。

○福祉課長

今回、市民税の課税、非課税という形の所得制限をさせていただきました。課税、非課税となりますと、所得が年間125万円が1つのラインとなります。今回は本人の所得が課税か非課税かとしてございますので、家族の方、世帯の方は関係なしに障がいの方の本人の所得を対象とさせていただいています。そうしますと、アルバイト等で収入を得る方は年間125万円が課税、非課税のラインになります。また、会社のほうに勤務していらっしゃる方は204万3,000円以上が市民税の課税になります。65歳以上で年金収入等の方は245万円以上が課税になります。

今回は、そういう3段階、アルバイト等については125万円、給与所得については204万3,000円、65歳以上の年金収入等では245万円以上の方が課税になりますので、この方については支給対象となりますが、毎年7月の段階で前年の所得で課税、非課税かを判定させていただいて、毎年その方の収入を確認させていただいて課税、非課税の判定をさせていただくという予定であります。

以上です。

○佐藤委員

それで、これについてどのぐらいの、もちろん毎年前年所得について見るわけですので、変動がある場合もあるだろうというふうに思いますが、影響額はこれについてはどんなふうに見えますか。

それと、これについては、バイトであれ、給与所得者であれ、さまざまな障がいを持っておられるということで、年金が245万円あるというのはそれなりに障がいを負うまで働いてきた方だろうというふうに理解しますが、203万円、125万円、こういった方々が実際問題として、どの程度の障がいを持っておられる方で、それらの方の人数やトータル含めて影響額はどの程度に見えているのか、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

これもアンケート調査の中でデータをあげました。アンケート調査の中では、あなたにとって主な収入は何ですかというところで拾い上げさせて

いただいたのが、自分が働いた収入であるという項目と老齢年金を受給しているという項目と、あと、それに対して年収が100万円以上、年収が200万円以上という形でのデータをとらせていただきました。

自分が働いた収入の場合においては、先ほど説明させていただいたアルバイト等の収入だと給料収入に当たります。そうしますと、123名の方が自分が働いて年収100万円以上の方がいらっしゃいました。あと、老齢年金については、年収200万円以上の方を抽出しました。老齢年金は、先ほど説明させていただいた245万円以上が課税ですので、ほぼこの方たちが該当するというふうに判断しております。そうしますと、147名の方が200万円以上で老齢年金をもらっているということです、合算しますと約270名の方。

ただ、この調査が平成24年の5月14日から5月31日の障害者等実態調査から拾い上げた数字ですので、ちょっとデータは古いというところがございます。

以上です。

○佐藤委員

これだけでは扶助料の金額の違いがあるので、推計がなかなか難しいと思いますけれども、最低値と最高値をとったくらいで推計すれば、おおよそその辺のところは出てくるかなと思いますけれど、そうした推計はやられましたか。影響額はどのようにでしょうか。

○福祉課長

人数では把握していますけれども、金額はやはりちょっと。働けるというところだとかを勘案しますと、障がいの程度がかなり低い方かなという話になるんですけども。

一番わかりやすいのは療育手帳等の所持者の方で、今言った、自分が働いた方と老齢年金をもらっている方は15名しかいません。精神者保健福祉手帳の所持者の方は16名です。身体障害者手帳の方が残りの大多数を占めた数字になってます。

○佐藤委員

障がいを持たれても働けるということは、生き

ていくという意味において張り合いのある意欲のあることで、そのこと自体は大いに奨励をし、進めていくべきことだなというふうには私も思いますけれども、ただ、年収がバイトで125万円とか、その程度の方たちについてはどうなのかなということも私は率直に感じるわけですが、そうした点は、副市長はどうですかね。こうした点で所得制限を設けていく。なかなかもうちょっときめ細かな対応があってもしかるべきかなと。

先ほどの年齢制限についてもそうですねけれども、もう少しきめ細かな対応を求めたいなというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○清水副市長

先ほどの65歳の1つの線、そういった年齢制限と、ただいまの所得による一定の線を引かせていただいたということでございます。御質問者もそういったことでの激変緩和といいますか、その辺のなだらかな調整ができないかというようなお話もございましたけども、私どもも今回のこの扶助料の見直しに当たっては、先ほど福祉課長も申し上げましたけども、やはり支給の額を一定の水準まで何とか充実させたいという思いの中で、これから御承知のとおり高齢化がどんどん進んでいくという今後の将来見通し等々も踏まえ、そういった扶助料も一定のそういう考え方の中ではないと、将来安定した制度として成り立たないんだろうという判断のもとに、このようにさせていただいたということでございますので、その辺は確かにいろんな制限をつけるということになりますと、その狭間の方たちには、そういった思いをなさるということも十分理解をした中で、内部でいろいろ検討した中で今回の改正案とさせていただいたということです、御理解をいただければというふうに思います。

○佐藤委員

今回はこのような形で出されましたけれども、そうした考え方が、その他のものについてもどんどん波及するような事態になっては、私はいけないうふうに思います。

一方で、今回引き上げをなされたわけですので、

先ほどの関係でいったときには、引き上げをして一千幾らふえると言ったかね、その辺の関係は先ほど受給する方は一定していくかもしれませんが、受給との関係の中で、そうした引き上げがあるわけですので、こうした点では、今回は試算をされて、今後の見通しはどうなんでしょうか。

○福祉課長

今後は、新しい障がいと言うんですか、療育手帳の中にも発達障がい等の問題が今、発生しておりますので、障がい児の方がかなり今後ふえていくというふうに想定してますので、一定か、もしくは微増になりそうかなというふうには思っております。

今回の金額については、1,400万円ほど増額になりますので、条件が全く一緒だったら同じような形で支給すると1,400万円ほど増額になります。

○佐藤委員

それはそういうことですけれども、今度65歳以上の方たちも新しくはそうですし、所得制限も入るというそれも差し引きした上で、この金額ということですか。ただ単に加算した分だけが1,400万円ということですか。

○福祉課長

ただ単に加算した部分が1,400万円でございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号について、挙手により採決します。

議案第47号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第47号 知立市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号 知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

議案第48号の健全育成事業ということですが、今回の改正について、その趣旨について、まずお知らせください。

○子ども課長

今回は、児童福祉法の規定に基づきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というのを定めるように規定されたために、国の基準に従いまして定めたものでございます。

○佐藤委員

この第2条もそうですが、最低基準を常に向上させるように努めるだとか、第3条の中の最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならない。さらには、この最低基準を理由として設備運営を低下させてはならない。第3項には健全育成事業者に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう勧告することができるといような形になってますけれども、この点については、知立市の場合は公立の学童保育という形になっているわけですね。

これらの文章を読むと、事業者という形で、学童保育には公立でやってる場合、公設民営でやっている場合、公設民営で父母が共同運営でやっている場合があったり、さらには民間事業者が今は参入もしてるようですけれども、そうした関係の中で、これらの向上させなければならないという点

についてどんな認識をお持ちなのか、その辺をお知らせください。

○子ども課長

一応今回この国の基準として出ておりますのは、最低基準ということでございまして、この言葉のとおり、それが最低ラインになってるということでございます。

したがいまして、これを常に条文にありますように向上させるように努めていくものと思っております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

議案第44号の答弁のお答えのほうで、ちょっと誤りがありましたので、訂正をお願いさせていただきたいと思います。

御質問の中で、対象というところで新たに父子が対象になるというお答えをさせていただいたんですが、法的には条文は変わりましたが、従来と内容は変わっておりませんので、新たにということではございません。よろしく申し上げます。

○佐藤委員

まず、これについては、保育も一緒ですが、従うべき基準と参酌すべき基準というのがありましたけれども、従うべき基準というのは職員の数だけかなと思いますけれども、それでよろしいですか。そのほかは参酌すべき基準として独自に知立市として定めることができるというふうに理解してますけれども、それでよろしいでしょうか。

○子ども課長

従うべき基準というのは、この中で第9条というものがございまして、こちらのほうで事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないという形になっておりまして、そのほかについては、

参酌すべき基準という形になっております。

○佐藤委員

法律が放課後児童もそうですし、保育もそうですし、なかなか細切れで国のほうが児童福祉法を含めて支援法も含めて遅れて出てくる、またそれについての政省令についても遅れて出てくるというような中で、知立市としては独自にこれらの条例提案を上回る中身でやってるものもあるわけですが、そうしたことについては、条例の中に反映させる余裕がなかったのかなという気がしますけれども、その辺はなかなか大変な作業をこの間やられてきたのかなと思いますけど、まずその辺はどうでしょうか。

○子ども課長

今回、示されてから、佐藤委員のおっしゃるとおり期間がなくて、ほんとに考える時間が短くてという状態で今回ほとんど国の状態に近い状態であげさせていただいております。

その中で、定員とかその面積というところは今、知立市におきまして実態というところで申し上げますと、国の1.65平方メートル以上とか、第8条にありますところの、それと第9条の第4項のほうにあります、40人以下とするということが現状では知立市では対応できませんので、それにあわせて経過措置ということで設けさせていただくような形でやらせていただきました。

○佐藤委員

まずそこでお聞きしたいんですけど、この第4条では、まず小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき、家庭、地域等との連携のもとと、これを小学校前保育に欠ける子供が全て対象になりますけれども、一応今回はそうしたうたい込みをしますけれども、今後の取り扱いはどうな見通しでしょうか。

○子ども課長

今回は、まだ従来どおり1年生から4年生ということとさせていただきます。

今後につきましては、まだその状態で、先ほど申しましたように現状、国のもともと求めていた

基準というのが達成できませんので、まずは施設整備とかそういった解消というものをさせていたでいて、それから5年生、6年生という部分については考えさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

それで、全ての保育に欠ける子を対象にしますが、この間、知立市でもそうですけれども、4年生を超えて、知立市の場合は親が障がいを持ってるだとか、本人が障がいがあるだとか、そういう子供の家庭については4年生以上も受け付けてきたと思うんですけど、施設の面積やその他のことがいろいろ規定があるので、そう単純に受け入れるということにはならないと思うんですけど、そうであったとしても、花山児童センターみたいなところについてはなかなか困難かもしれないけれども、可能なのところもあるわけですよ。そうしたところでは、確かにそのとおりなんだけど、必要な希望される子供たちについては、障がいだとかそういうことを前提にしないで希望される子供です。全てが希望するというふうには私は思いませんけれども、そうした子供については、そうした経過措置があるにしても、受け入れ可能なのところについては全学年を対象にしているというね、本来的には努力義務でありますけれども、全学年を対象にしているわけなので、受け入れる面積的な規模を含めて、可能なのところについては必要とする家庭の子供については受け入れていくということも必要じゃないか。全ての児童クラブで受けることはできなくても、そういうことは部分的に可能じゃないかなというふうに思いますけれども、その点はどうか。

○子ども課長

おっしゃる部分というのはわからないでもないんですが、こちらについては知立市全体として足並みをそろえる形で、できるところできないところというような形でなく、全体で一斉にやれるような状況をつくってからさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

子ども課長の言われることは公平性という点か

らみれば、そのとおりだろうというふうに私も思いますけれども、ただ、法が努力義務とはいえども6年生までの受け入れを定めたわけですよ。そうしてみると、どうしてもそうした点で、必要だと。例えば子供が兄弟がおって、お姉ちゃんが1年生で入ってきた、3年生でおると。一緒だったけれども学年が上の子供が4年生を超えてしまって、兄弟でセパレートになってしまうようなケースも知立市でもあるわけですので、そうしたそういう御家庭で母子家庭だとか、そうした家庭の子供、また親からお話を聞くと、何とかそういうことを受け入れてもらえんかという声も私は聞くわけですよ。

ただ、その当該の学区の子供になるかどうかということは別にしても、そうした状況もあるものですから、そうした法律の趣旨を踏まえて、一斉にゴーとはならないまでも、そうした点の受け入れを可能などころでは対応していくということも必要じゃないかと。確かに全体のものだとはいうものの、困ってる方を1人でも救済していく、そのことも必要なことだというふうに私は思うんですけど、そうした検討は、ぜひしてもらえんでしょうか。どうでしょうか。

○子ども課長

今、私のほうは同じお答えになってしまうんですが、やはり現在、私どもとしては、一斉に変えるときはさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

そうだなとは思いますが、私は、可能などころから対応できるということについて、そこで受け入れたからといって父母の中から一斉に不満が上がるとか、そういうことにはならないと思うんですよ。受け入れられるところは受け入れつつ、附則にあるように、整備を計画を今、立てるわけでしょう。アンケート調査、ニーズ調査をやって審議会の中で審議をし、そのニーズに応えるためにどう施設を整備していくのかということも決められて平成32年までこれやっていくわけですよ。

ですから、一方ではそういうことを確認しつつ、

一方では必要なできるところは受け入れていくということはあるけれども、私は何もおかしいことじゃないなというふうに思うんですよ。ごく普通の感覚で私は物を言ってますので、福祉子ども部長、そうした点について、これから事業計画を策定するニーズ調査の中で施設を具体化をしていくということであっても、可能などころについては、そうした1人でも2人であっても受け入れていくというようなことが私は必要ではないかと。ぜひそんな点で検討してほしいなというふうに思いますけれども、この点、どうでしょうか。

○福祉子ども部長

今、佐藤委員の言われるように、基本的には原則としましては、先ほども課長が申しましたように、一応1年生から4年生までという形の今の基本をさせていただきたいと思っております。

ただ、佐藤委員の言われるように、やはり今、佐藤委員の御承知のように、障がいのある方等について、それについては5年生、6年生という形でやらせていただいております。

それと同時に、今回資料として放課後児童健全育成事業実施要綱をつけさせていただきました。基本的にはこのとおりの形をやらさせていただくということで、ここでも1年生から4年生までというふうにちょっと明記させていただいております。当分の間は、これをそのままという形をとらせていただく中で、ここにも書いてありますように、ただし書きで、市長が認めるという形で書かせていただいております。やはりそういった中で、現場の中で、ほんとに必要な方とか、それについては当然子ども課等の中で検討させていただきながらそういった処置もさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひ検討してもらいたいと思うんですけど、今、子供たち、とりわけ母子家庭等を含めてそうした形になってると、大変不安にいろいろ思ってるんですよ。私の知ってる方も、セパレートになってしまった。何とか入れないかと、母子家庭の中で、そちらのほうに意見があがってきてるか

どうかということは別にしても、それは安心・安全というようなことが盛んに言われてますけれども、もちろん子供教室もあるわけですが、少なくともそうした形で私は取り組んでほしいなど、可能な限り。市長が認めるというところの中で、今だと障がいを持ってる方やそういう人しか救済がないわけだけでも、市長が認めればいいということであるならば、そうしたほんとに困ってる方は申請してくださいというような対応はしてもらえということですよ。

○福祉子ども部長

今のいろんな事件等見させていただいても、やはり今、子供に対しては帰宅の中でも危険な目に遭うという形もあります。そういった中で、子育て放課後児童クラブというのは、ほんとにこれからニーズも高まってくるのかというふうに感じております。

今の内容については、子ども子育て会議、今、事業計画をつくっている会議ですが、その中でも当然そういった量、規模の問題とやらさせていただいておりますので、その中で検討させていただくような形で出させていただきたいと思っております。

○佐藤委員

そういう形で出させていただきたいと。私は、ぜひそうした方々も拾い上げてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

それと、もう一点、この面積について、今、附則の中で1.65平方メートルと。知立市は1.65平方メートルを基準として。私、かつて保育所の乳児の1.65平方メートル、せめてこれぐらいは学童保育で面積を担保せないかんじゃないかということを何度も質問させていただいて、それが1.65平方メートルという形で、その後、定員管理の中になったというふうに私は理解しておるわけですが、これがなかなか難しいというような状況で、附則の中で施設整備をしていくということになってますけれども、花山はわかっていますけど、この1.65平方メートルを確保するという点につい

て、どこの施設が、今7児童クラブがありますけれども、どこを整備して、現在の時点の中で、将来また子供減るということもあり得るし、将来その学区の子供たちが出生との関係で推計したらふえていくというような関係の中で、花山は丸見えでわかるわけですが、その他のところはどこを整備していかないかんのか、その辺はどうでしょう。

○子ども課長

まず、今おっしゃられた花山のほかに来迎寺の児童クラブ、そちらのほうの整備が必要だと思っております。

○佐藤委員

花山と来迎寺というのが整備が必要だということですが、ほかのところは大丈夫ですか。

○子ども課長

そのほかについては、整備はしなくてもよいのかと思っております。

○佐藤委員

先ほどの話に戻るようで大変恐縮ですけど、そのほかのところは整備をしなくてもよろしいと。現在は、先ほどあったように4年生まで、特段事情のある方について4年生を超えてということですから、私は部分的にもスタートということを行いました。そちらは一斉にということを行いました。

平成32年までにこれを少なくとも1人当たり1.65平方メートルを確保すると、それを超えるようなところについては施設整備をしていかないかんということでありますけれども、将来一斉スタートでこれは必要な子供たち全て受け入れよということで、大きくなると別に学童行かなくてもいいという子供たちもおるので、そう全部並行移動するわけではありません。

しかし、さまざまな事情の中で、6年生まで入所してほしいという親御さんもおるだろうし、また、子供自身が希望されるということもあります。そんなことで、それを例えば平成32年までに受け入れていくということになったときには、花山、来迎寺を除いて十分耐え得る中身になるのか、そ

の辺はどうでしょうか。

○子ども課長

その時点で花山、来迎寺以外がそのままでもいいのかというお答えでよろしかったですか。

○佐藤委員

そのほかは6年生まで受け入れることが可能かと、平成32年。

○子ども課長

そのほかは現状の中でも、来迎寺、花山においても、今の40を70にしているというところは、利用者の平均値という中で、過去の何年かの一番大きいところの数字をとった形でやっておりまして、そういった今の4年生までの中でこれをとらせていただいておりますが、そのときには、また今の状況を見ながらという形が発生するかもしれません。

○佐藤委員

ちょっと話が食い違っていると思うんですけど、花山はそういう状況ですけど、ほかの花山以外のところは、私は可能などころからやれとは言いましたが、平成32年時点でこの経過措置が切れる段階で、ちゃんと必要な子供たちを5年生、6年生を受け入れても、花山と来迎寺以外は十分耐え得るのかなということについて、どんな見通しかなということをお聞きしたんです。

○子ども課長

現状から見しても、恐らくいけるんじゃないのかなという見通しは、今、持っております。

○佐藤委員

ということは、今すぐにでもこの2つを除けば4年生は可能だと、こういうことだというふうに私、理解しますが、福祉子ども部長、それでよろしいですか。

○福祉子ども部長

基本的に今回の事業計画、今策定中でありますが、その中で、放課後児童クラブについては6年生までという検討はさせていただいております。

それで、先ほどから話の出ています花山、来迎寺についても、これは早急にまず施設整備を始めさせていただいて、それにまずは力を入れさせ

ていただいて、平成31年の終了までではなくて、施設整備で次第、全体的に6年生まで引き上げていきたいというような感覚は持っております。

○佐藤委員

そうすると、平成32年の附則でいけば3月31日、6年間これがあるわけですね、来年度から比べると。そうすると、この花山、来迎寺につきましては、基本的には学校敷地の中でやりたいというような答弁もあったわけですが、もちろん教育委員会との関係がありますけれども、基本的には学校施設の中で、現施設と分断されることのないような形が望ましいと思いますけれども、そういう方向で考えているということでしょうか。

○子ども課長

現施設、今、学校敷地内にありますけれども、同じような安全というものを考えまして、同じ敷地内がいいと思っております。

○佐藤委員

それで6年間ということでありますが、福祉子ども部長は今この平成32年を待たずにということをおっしゃいました。財政的な問題もありますけれども、その辺は待たずにというのは、どのくらいのラインを考えてそういう答弁なのかなという、その辺はどうですか、真意は。

○福祉子ども部長

今回の条例をあげさせていただくに当たり、当然それについては今、花山と来迎寺については1.65平方メートルを切っているという形をとっております。これをすぐ改正に向けていかないといけないということで、当然今の施設整備、新しい施設、横にそういった施設ができれば、予算的なこともあります。それができれば、ほんとにすぐにでもやっていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

できればというのは、予算的なこともあるけれどもということですが、学校敷地の中で用地を確保できるかと、このことだというふうに私は理解しますが、本会議の中では、教育長についてはそういうお話があればというようなこ

ともあったかと思いますが、この学校施設の中でやっていくというのは、福祉子ども部長は今考えて、まだ話し合いには入ってないんですけれども、そうした話し合いについてはされてるのか、いつぐらいからそうした話し合いをして、了解を得れば学校施設を敷地を割愛して学校施設から転用するわけですので、いろいろ手続もあろうかというふうに思いますけれども、そうした場合の話し合いのスタートをどのぐらいにして、手続はどんなものが要るのか、その辺についてお知らせください。

○福祉子ども部長

まず、来迎寺につきましては、基本的には今の児童クラブの用地の一部のところには可能ではないかというふうに考えております。

それで、花山については、やはり今現在のところの拡張というのはなかなか難しく、やはり学校の具体的に言うと、先生の方たちの駐車場の部分があるわけなんです、そういったところを少しお借りすると言うんですか、つぶしていただくことになってしまうかもしれませんので、それについては、当然教育委員会と学校とお話しさせていただくということで、子ども総合プランの関係もありますので、一応教育委員会のほうとは少し話が始まったところで、具体的な話でまだこういうふうにしたいというのはまだ出てませんが、そういった話を始めているところだというふうに理解していただきたいと思います。

○佐藤委員

そうすると、教育委員会とお話をされて、これがオーケー出ると転用というような形になりますので、手続的にはそんな難しくなくて進んでいくのでしょうか。

○福祉子ども部長

用地が確保できれば、あとは施設の上物ということで、それは今後、実施計画なり予算等であげさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

そうすると、まず一つは、来迎寺ですので、ど

ちらも児童館でありますので、今度は学童保育単独の施設建て増しするのか、別棟でつくるかということは別にしても、学童保育単独施設ということでもありますけれども、現在の定員との関係というか、1人当たり面積との関係でどれぐらいのものが今、必要というふうに、平家でつくするのか、2階建てでつくするのか、それはわかりませんが、何平方メートルぐらいあったらそうしたことに対応できるというふうに見通しを持ってるのか、まだ具体的に何の設計もないですけど、面積的にどれぐらいのものを考えているのか、どうでしょうか。

○福祉子ども部長

まだ具体的な数字的にはちょっと申し上げられないんですが、基本的には、できたら遊戯室等をふやす形でできたら。花山については、今の施設を今までどおり使う形で、足りない部分を横のほうにつくりたいというふうな形で考えております。

○佐藤委員

そうすると、遊戯室をつくりたいということと、花山については、いわゆる専用スペースのみということで新たに遊戯室をつくるということではないですね、専用スペース。

来迎寺については遊戯室ということなんですか。両方とも専用スペースなのかなというふうに私は理解してますけれども。

○福祉子ども部長

施設の中に遊戯室だけではなくて、いろんな施設をつくらないといけないということもあって、今現在の施設を使いながらということで、それについては、できますればそういった遊戯室等そういった部分をふやしてということで既設のものも使わせていただきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

予定しているのは、すぐ現在の施設の横という形で、児童センターの横ということですので、現在の遊戯室を活用しながらということになりますと、私は、専用室と最低限の水場やトイレみたいな休養室みたいなものが要るのかなというふう

に思いますけど、その範囲じゃないですか。どう
なんでしょうか。

○福祉子ども部長

今回、例えば増設したいという部分については、
放課後児童クラブの専用室とさせていただいて、
今のところ65平方メートル、40人程度の部分を考
えさせていただくということで、今のところそれ
ぐらいのことしか御報告できないので、また決ま
り次第、これについては御報告させていただくこ
とになると思いますが、一応そういう形をお願い
いたします。

○佐藤委員

まだ具体的ではないですけど、そういう方向で
猶予期間の中で対応せざるを得ないということ
があります。

これは法律なので、やっていかないとという
ことになってるわけで、そうした点では、財源が
どうのこうのというレベルの話を超えた話だなど
いうふうに理解してますけど、副市長、この点で
はどんな感想でしょうか。なかなか厳しい状況が
続くなというふうには思いますけれども。

○清水副市長

将来の人数の把握、今、子育て会議のほうでも
議論をしていただいているところでございますけ
ども、いずれにしても、花山一つをとっても、こ
れは学校の施設を考慮しないとなかなか現実的な
話はできないということでもありますけど、こ
の辺は前回の教育長の答弁も、その当該学区の子
供の健全育成というそういう観点で話し合いをし
ていかなくはいけません。その中では、一定の御
理解もいただけるのかなというふうには私自身は
思っているわけですが、いずれにいたしまし
ても、今回のこの法改正によって5年生、6年生
が必須という状況の中では、この計画期間であ
ります5年間の中で何とかしていかなくはいけな
い。それもさっき福祉子ども部長が言いましたよ
うに、できるだけ早くと、そういうことの考えな
がら、今後、施設整備については考えていきたい
というふうに思っています。

○佐藤委員

それで、第9条の職員についてお伺いをしたい
んですけども、放課後児童支援の数は支援の単位
ごとに2人以上にすると。その1人を除き補助員
と、これをもってかえることができると、ちょっ
とこの辺、解説をしていただきたいなというふう
に思います。

本会議では知立市の場合は児童厚生員、保育士
資格のある方、臨時の方についてもそうした方々
のかな、現在は、ちょっとわかりませんけれど
も、現状とこの条文との関係を御説明願えたらと
思います。

○子ども課長

この支援の単位ごとに2人以上で、ただし1人
を除き補助員ということのところでございますが、
こちらについては、補助員をもってかえることが
できるということですので、2人のうち1人が補
助員という形になると思います、この条文の中
では。

現状としましては、今、本会議でも福祉子ども
部長が答弁させていただきましたように、4人か
ら5人という形で現状ついてまして、厚生員が各
2人ずつおりまして、児童厚生員につきましては、
保育士または教員資格を持った方という形になっ
ております。臨時の方については、特にそういう
資格を持ってみえる方とは限っておりません。

○佐藤委員

それで、ここのところの第9条のところでは補
助員はそういう形だと。1単位がおおむね40名で
すので、1人はそうした資格ある方、もう一人の方
はそうじゃなくてもよいと、こういうことですよ
ね。

ただし、次の第3項のところから第1号から第
9号までありますけれども、これについて、第3
号については、なかなか難解な文章で、12年間
ですのこの方は高校卒業の資格があればいいとい
うことでしょうか。その辺について御説明願え
たらというふうに思います。

○子ども課長

この第3号のほうの通常課程による12年学校教
育を修了した者というところでございますけれど

も、こちらについては、高等専門学校の3年間の課程を修了した方ということでございました。

○佐藤委員

それで、もう一つは、第9号のところで高等学校卒業者で2年以上の放課後健全育成事業に類似する事業に従事した者と。類似する事業というのはどういうことが考えられるかなというふうに思いますけども、どうなのでしょう。

○子ども課長

こちらについては、ちょっとまだ承知しておりませんが、恐らくこういった学童クラブというところで児童厚生員というような形ではなく補助員というような形で従事されたりとか、そういうような方を言ってみえるのかなと。申しわけない、想像になってしまいますが。

○佐藤委員

そうすると、現在は知立市では児童厚生員が2名おって、その他については臨時と言われる方たちは特に児童厚生員でもないわけです。だけど今回は、こうした形で第8号まで、いわゆる資格といたしますか、経歴のある方じゃないとだめだというふうに限定されるわけですね。

そうなんですけども、全国の学童保育連絡協議会は、この指導員についての新たな資格を、例えば保育士とか先生、確かにその道のスペシャリストで資格を持った方たちではありますけれども、しかし、生活の場では学童保育という点では、またちょっと違うではないかということから、専門的な資格をとというようなこともずっと運動を続けられてきたわけですが、そうした関係の中で、研修等あるわけですが、これで十分なのかどうかということがよくわからないですけれども、その辺についての認識だけこの点についてはお伺いしておきたいなというふうに思います。

○子ども課長

これにつきましては、知立市としては、今現状を申し上げましたように、保育士、教員というような方を児童厚生員としてその補助員というような形になるのかなと思いますけれども、今回このような形で国のほうが示してきたものを出させて

いただいたんですが、これはあくまで知立市の現在の運用とは異なりますが、こうした形でも参入ができるというような形の解釈でございます。

○佐藤委員

それで、一応児童厚生員の方はそういう資格ということですけども、支援員の方については、ちょっとしっかり読んでないもので、支援員というのはどういう人なのでしょう。

○子ども課長

補助員は、今回私どものほうで申し上げますと、支援員が児童厚生員で補助員が臨時の方というような解釈できるのではないかなと思います。

○佐藤委員

臨時の方であっても、例えば知立市は今までずっとやってきて、臨時の方も児童クラブでやるからね、経験があって、そういう意味合いでいけば第9号のところに該当するような方たちかなというふうには思いますけれども、そうした点での研修やそういうことについて、事故やそういうことのないように、今までもないわけですが、国が示した基準どおりでいいのかということについて、ちょっと私も判断できないですけど、新たな学童保育クラブの資格とは何かということについて、もう少し検討が要るのではないかなと。意見だけです。

それから、もう一つお聞きしますけれども、第13条の中で、第13号の第1項第4号ですかね、支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額というようなことがここに載ってるんですけど、これについてはどういうものですか。

○子ども課長

保護者が支払うべきという形では、利用料というものが入っているのかもしれませんが、そのほかにも、申しわけございません、今思いつくものがございません。

○佐藤委員

支援の内容及び当該この支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額という点で、何かなと思って、今だと知立市は無料でやっておられるわ

けですよね。工作代、おやつ代などが実費徴収に
なってるわけですけど、おやつ代や実費で現在や
ってるものだという解釈でこれはよろしいですか。

○子ども課長

佐藤委員のおっしゃるとおり、そういうおやつ
とか実費で必要なものも含まれているというふう
に解釈しております。

○佐藤委員

実費で必要なものも含まれてるということはお
っしゃるもんだから何かなというふうに思うわけ
ですよね。実費そのものということ、おやつ
代と工作などのそういう材料費なのかなというふ
うに私は思いたいわけですけども、それは何かな
ということなんです。

○子ども課長

おやつ代と教材費、保険料というものが、現在、
知立市の中では考えられるものでございます。

○佐藤委員

おやつ代と保険料と、スポーツ保険みたいなや
つですかね、あとは工作代等の実費と、こうい
うことでよろしいですよね。一遍ここだけは確認し
ておきたいなというふうには思いました。

そういうことで、解釈が支援の内容及び当該支
援の提供についてとあるので、どうなのかなと思
いましたけど、それでよろしいわけですね。

それから、もう一つですけども、本会議でも
ありましたけれども、国の準則だということであ
りますけれども、ここの第17条の1日に8時間と、
平日については1日につき3時間と、これが最低
ラインだということではありますけれども、放課
後から午後6時半までとか、これは要綱の中では
現在の知立市の何時までになっているんですかね。

○子ども課長

現在、要綱のほうでは第4条の運営の部分の第
4号になりますが、学校終了後から午後6時半ま
でとなっております。

○佐藤委員

それで、またちょっと条例と要綱との関係が、
要綱行政はいかんとかいろいろあって、条例化で
きるものは条例化ということが言われてきたわけ

ですよね。今回この学童保育についても条例化し
たと。しかし、今の話でみると、当面この要綱と
要綱の現状が要綱で定まってるということで、条
例と要綱との関係はどういう関係なのかなとい
うことを思っちゃうんですけども、どうなんでしょ
うか。

○子ども課長

条例につきましては、最初にありましたように
最低基準という部分の考え方でございまして、現
状、知立市としましては、今のこの要綱のとおり
やっております。ですので、これを条例に合わせて
下げるとことは考えておりません。

○佐藤委員

だったら今回こうした形で条例提案がありまし
たけれども、知立市の実態に合わせたものに、今
回はこうした形で提案をされてますけれども、要
綱の実態、知立市の現状に合うようなものに修正
する必要があるんじゃないかなという気がします
けれども、その辺はどうなんでしょうか。

○福祉子ども部長

今の答弁の前に、先ほどの第13条の中の第1項
第4号のところ、当然当市においては利用料もな
しという形で今、子ども課長が申しましたように、
保険料だとかおやつ代を親御さんから徴収してと
いう形でやっておりますが、ここにある意味合い
的なものについては、ここの文面だけで言うと利
用料も入ってきますので、それは当然条例自体が
今は知立市は公設なんです、今後民設というこ
ともあってということで条例も決めさせておりま
すので、少しその利用料というもの入ってくるか
と思っておりますので、お願いいたします。

それと、今のお話なんですが、やはり先ほど言
った知立市にあった形、議会の質疑の中でも同じ
ような形であったような話でという形なんです、
先ほど言ったように、知立市の今現在の形であれ
ばそういうのもあれなんです、やはり今後そう
いったのも施設的なものというのか、そういった
のも出てくるかもしれないということも考えて、
先ほどから子ども課長が言ってるように、最低限
ということで御理解いただきたいと思っておま

す。

○佐藤委員

民間が出てくるのでということでこうした包括的なものにした。ただ、民間であろうと公立であろうと、少なくとも知立市内でそうした民間業者が市に参入してきたら、知立市がやってる公立と同等のレベルの保育が確保されなければ、それこそ保育の公平性というようなことが質の確保がなされなければならないのではないかというように私は思うんですね。

それを考えたときには、民間業者の参入でもって、民間業者ならこのレベルでいいですよという話にしてはやっぱりいけないので、私は、この要綱に沿った中身にすべきだなというふうに思いますけども、福祉子ども部長はそうふうに思いませんか。

○福祉子ども部長

本議会の中でもお話しさせていただいたように、基本的に条例についてはこの形をお願いさせていただきたいということで、その中で規則並びにこういった要綱の中でそういったものも定めていって、知立市に合った形のもので、当然これより上回るものについては、当然その形を継続していきたいと思っております。

○佐藤委員

先ほど民間が出てくるということで、先ほどの保護者が支払うべき額と。福祉子ども部長は民間ということもあって、これを入れさせてもらったということでよろしいですよ。わかりました。それでということは解釈改悪はしないと、こういうことだというふうに受けとめましたので、よろしくをお願いをしたいなというふうに思います。

要綱との関係で、要綱を下回らないようにしたいということ、これは最低基準だから要綱を下回らないようにしたいということでありますけども、ということは、この条例の中での最低基準についてありますけれども、さらに市の施策の中で条例自体も今あるべき水準より下げちゃいかんと、向上を目指せということで、条例改正をしなくても要綱上の中で保育水準を上げることは可能

だと、こういう論理ですか。

○子ども課長

現状としましては、もう既にやっている事業というのが最低基準というものを維持して、それを下げてはならないという形と、あとは常に質とかそういった内容の向上というものを目指していくというような形になるかと思います。

○佐藤委員

そういうことで、現在の要綱の水準を下げてはならないということがこの条例の中でも担保されてるということでありまして、ですからそうした点では知立市は条例改正一々しなくても要綱の中で水準を引き上げるということが可能だと。それが正しい運用の仕方かどうかは私はちょっとわかりませんが、少なくとも今の答弁は、要綱の中で水準を上げることができると、こういうことですよ。

だとするならば、先ほど言ったように、今現在4年生のところが障がいを持ったとかそういうことです。可能などところについて、先ほど子ども会議の中で検討しますということもありましたけども、現状の中の要綱の中で、施設的に可能などところは必要としている方について、望まれる方について4年生以上もこの要綱の中で対応できると、こういう論理になろうかというふうに思いますけれども、そういう理解でよろしいですよ。

○福祉子ども部長

佐藤委員のおっしゃるとおり、要綱の中でそういったのも今後できればそういった形に変えさせていただければと、そういうふうに考えております。

○佐藤委員

ぜひですね、条例と要綱というのは関係がよくわからないんですけど、ただ、知立市はそうした形で対応したいということですので、一応その部分についてはわかりました。

この放課後子ども教室について、今、福祉子ども部長が答弁された中身、施設の問題、水準の問題、林市長、今の答弁でよろしいかと思いますけれども、市長の感想というか認識を最後お聞きし

たいなというふうに思います。どうでしょうか。

○林市長

国のほうで6年生まで放課後健全育成事業ということの努力義務ということで課してまいりました。私どもそれに向かって着実にやっていくわけであります。

手順としては、まずは花山児童センター、そして来迎寺の施設整備をやっていく。その後に6年生までの拡大、そういったことになろうかと思えます。その中には、調整としては教育委員会との調整、また財政というのもありますので、そのあたりもしっかりと見据えて着実にやってまいりたいと考えております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について、挙手により採決します。

議案第48号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第48号 知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時58分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉子ども部長

午前中審議いただきました議案第48号の答弁の中で、1点訂正をさせていただきます。

この条例と要綱という話の中で、私のほうで現在、実施については現要綱のほうという形でさせていただきます。

その中で、民間施設の場合についても要綱のほうという形でお話ししてしまいました。要綱については、今現在の公設の部分について規制するものであって、民間の施設については要綱のこれが及ぶものではありません。やはり民間については、この条例で規制していくという形になってきますので、その部分について訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

○稲垣委員長

議案第49号 知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

1つだけ、初歩的で申しわけないとは思いますが、けれども、まず、この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例なんですけれども、今ある認可外保育園とは全く別物ということなんでしょうか。

○子ども課長

こちらの家庭的保育事業等のということで、対象としては3歳未満児が対象になるんですが、これについては公定価格というような形で、今、保育園でいいますと保育単価での国からの補助がある形、国2分の1、県4分の1、市負担でという形の保育単価での給付があるわけですが、今度公定価格という名前に変わって、この家庭的保育事業についてはその対象になるということでございまして、現在の認可外保育というのは、そうした対象にはなっておりません。

○高木委員

そうしますと、ここの事業の中には今の認可外というものは全然別枠で公定価格というものがまた別に設けられるというふうに解釈すればいいんでしょうか。

○子ども課長

認可外のことですか。認可外については、従来と同じような形で、県への届け出制の施設となっております。

したがいまして、そういった保育単価というような特にそういった形での給付の対象ではございません。ですので、公定価格の対象となるものは、この家庭的保育事業とか、あと、県のほうが定めます認定保育園とか保育所とか、そういうようなところでございます。

○高木委員

この認可外の保育所というのはここへ置いておいて、今回できるこの家庭的保育事業というのは、これは市が運営するというのか、これはどこが許可するというのか、それはどこになるんでしょうか。

○子ども課長

運営については、いろんな参入をということがありまして、民間参入もできますし、市のほうがやられるところもあるかもしれませんが、本市としては考えておりませんけれども、そういった民間のやっていただく事業になりまして、こちらについては許可と確認という行為が、これはこちらのほうの条例でなく、あとの第50号のほうの条例の関係にはなるんですが、認可と確認というものが必要になります。それは市が行います。

○高木委員

今これは目的というのは、やはり待機児童の目的ということなんでしょうか。それはどういう目的でこれを進められるんでしょうか。

○子ども課長

国のほうが子ども・子育て支援制度という中で待機児童の解消とか、多様な参入といういろんなことが言われて、私も細かいところは理解できていないところがございますけれども、そういった形でいろんな参入の事業者のほう入っていただいて、

待機児童を解消しようというもので、特に待機児童の多い3歳未満児に対して、こういった今回の家庭的保育事業との設備及び運営に関する基準を定める条例という対象になるところの部分の部分を設けた条例でございます。

○高木委員

現在、知立市では、今回質疑でもあったと思いますが、今何人の方が待機児童ということになっていきますでしょうか。

○子ども課長

今現在、全部で24人という形になっております。ゼロ歳6人、1歳17人、2歳が1人ということです。

○高木委員

先ほど知立市としては考えていないというお話だったんですけども、今現在24人の待機児童の方がおみえになる、これからもひよっとしたらふえるであろうというようなことは予測されませんか。

○子ども課長

また今現在これだけの方がみえるので、また今後もふえないとは申し上げられないと思います。

○高木委員

この中を見ますと、非常に家庭的保育事業ということで、読んでいてもすごいなというか、こんなふうに開くことができるのかとか見させていただいたんですけども、実際知立市としてはふやしていきたいという希望があつて、私、読みますと、第5章のところの事業所内保育事業などはいに実施していただけたら、今、知立老健なんかだと保育所を自分のところでやってみえるんですけども、こういうところがどんどんふえて、ひよっとしたら知立市役所でもこういうところをつくられて働かれる市の職員の人たちの助けになるといいなというふうに思うんですけど、どうですかね、モデルケースみたいに知立市そういうことをやられるということは、そんなことと思ってこの条例を出されていると私はすばらしいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○子ども課長

この条例に関しては、出させていただいたのはそういった背景はございますけども、今後こういった中で民間の方の参入がしていただけたらなという思いで出させていただいております。

○高木委員

それで1つ、この条例が制定された場合には、何か市としてアクションを起こされるのかどうかということだけお聞きして質問を閉じたいと思いますけど、市長、どのようにお考えでしょうか。

○林市長

この条例は、国の待機児童解消でありますとか、いろいろな保育事業の参入を認めていこうということの一環で、国の方針のもとに条例を出させていただいております。

市としてどういうふうやっていくかということとは、まだ今の段階では考えていないわけでありますけれども、子ども・子育て会議がございます。その中で、先ほどの放課後児童健全育成事業もそうでありますけれども、トータル的にこれから知立市の子供たちの健全育成のためにどういうふうに施設はあるべきか、どのように事業に参入していただくべきか等々やはり計画的に着実に実行していなければいけないと考えております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

今度の保育の改革というか、教育の改革といいますか、子ども・子育て支援ということになりましたけれども、児童福祉法の第24条の第1項の中で、保育所についてはここが大変大きな課題となったわけですが、市町村の保育責任、実施責任が残されたということでもありますけれども、一方では、この第24条第2項という形で家庭的保育などを含めて、市町村が実施責任を負わないというものもできたというふうに私は理解してますけど、こういう理解でよろしいでしょうか。

○子ども課長

これは、子ども・子育て関連3法の中で関連法で整備改正がされた中で、こうしたものが出てきておりますので、その中で国の示された基準に従

いまして設備及び運営に関する基準を定める条例を出させていただきました。

○佐藤委員

それで、市町村としては実施責任がないということだと思うんですね。児童福祉法の第24条第2項ということだと思います。まずそこを確認させてください。

○子ども課長

第24条第2項でございますけども、こちらについては市に保育の実施ということで措置を講じなければならないということが書かれております。

○佐藤委員

措置を講じなければならないというだけの話で、措置の範囲は具体的にこうした家庭的保育に対して市町村が果たすべき役割、何ができるのかという点はどうか。

○子ども課長

今現在、知立市ですと子ども園、幼稚園というのがございせん。保育園だけでございますけども、その入所の際に保護者の方からお申し込みいただいて利用調整をさせていただいて入園というのはできるだけさせていただくような形でさせていただいております。

今後、新制度になって手続というのは少し変わるところもございますが、基本的に同じような流れがとっていけるというふうには考えておりますので、その利用調整をしながら皆さんの保育の御希望をかなえていくような形でいきたいと思っております。

○佐藤委員

児童福祉法の第24条第1項の中では、市町村の保育の責任ということが残されたわけですね。その点については公立保育所、民間の保育所、委託という形で実施責任があると。

しかし、これらの家庭的保育については、第2項の中で保育の責任、いわゆる実施責任は求めているということで、確かに保育の必要を認定をしたりそういうことはありますけれども、最終的には行政としてその保育責任を負うわけではないわけですね。私はそう理解してるんですけど、

違いますでしょうか。

○子ども課長

今、今度の新制度におきましては、国の制度のほうとしては施設との直接契約と。保育園については市との契約ということで、その他の部分に関しては施設の直接契約という形がございますけども、またその中では利用調整という中で市のほうが極力保護者の御希望をかなえて、そういった調整をさせていただいて御希望をかなえていかなければならないようなことが書かれておりますので、そういったところについて、御希望のところが必ずしもあいてるとは限らないんですが、できるだけそういう御希望に沿うような形で施設へ入れるような形で直接契約とは言いながらも御協力のほうをさせていただく形になるかと思います。

○佐藤委員

これは保育所と保育を必要としている保護者の方が契約と。直接契約するわけですので、市町村としてその契約の決定権はないと、そういう意味合いにおいて実施責任はないということになるというふうに私は思うんです。

それで、もう一つ、先ほど高木委員が言われましたけれども、現在、知立市には認可外保育所は幾つあって、さらにここは事業所内保育所というものがこの中でうたわれてますけれども、知立市内には今現在幾つあるのでしょうか。

○子ども課長

現在、私どものほうで県へそういった報告等させていただいて、直接届け出をしていただくんですが、調査等は市を通して調査のほうが入っておりますので、その件数というのが5件ございます。

○佐藤委員

5件というのは、いわゆる一般の認可外保育所と保育施設というのかな、事業所でやってる保育施設、内訳はどうか。

○子ども課長

事業所内と言われるものは、今現在2つございます。

○佐藤委員

そうすると認可外が5つあるということで、2

つが事業所内と。そうすると3つが一般的な認可外保育所ということになりますよね。

これについて5つあるうち、この許可と確認という行為を通じて、こうした今回の条例に当てはまる、最低基準ですけど、当てはまるような保育の参入がこれらの引き続き認可外でいくのか、それともこうした形で家庭的保育の内訳の中に参入してくるのか、その辺の見通しはどうか。

○子ども課長

これは事業者の選択という形になりますので、この基準に従って認可というものと、あと、確認という形をしていただくわけでございますが、恐らく認可外の方も、こういった今現状の認可外ですと私ども補助させていただいておるところが2つございますけども、そういった運営等を考えますと、恐らくそういった形で手は挙げてこられるところがあるんじゃないかというふうには思っております。

○佐藤委員

それで、今現在そうした形で補助をしているところが2つあると。それから、事業所が一般的なところが3つがあって事業所が2つということですけども、保育士の配置はどのような形でやられているか把握してるのでしょうか。

○子ども課長

保育士については、県の認可外の基準ということを満たせばいいということで、全部今の保育士でなくてはいけないという形になっておりますけども、個々の職員配置については、現在把握しておりません。また後でお知らせします。

○佐藤委員

県の基準だということでありまして、その基準の内容は、認可外とはいえども保育士を配置しなければならないというふうになってると思うんですけども、それはどうでしょうか。

○子ども課長

保育士の配置基準というのは、今回の家庭的保育であげている子供との人数と割合に関しては同じでございます。乳児が3人に対して1人、1、2歳児が6人に対して1人、3歳児が幼児20人に

対して1人、4歳児以上が30人対して1人という形になっておりまして、保育士の割合は半分以上であったかと思いますが、ちょっとまた後でそこは確認させていただきたいと思います。

○佐藤委員

現在、認可外といえども子供たち、今割合が出されましたけれども、保育士が認可外といえども保育に当たっていると、こういうことだというふうでよろしいですか。保育士以外の方が保育に当たっているという現状ではないですよね。

○子ども課長

まず、先ほど私も実際に保育士が各施設何人と、全員が入っているかどうかというのは、申しわけございませんが承知しておりません。その中で、保育士が一定基準以上の割合を求められているということです。

○佐藤委員

一定基準以上ということは、全て保育士でなくてもいいと、そういうことにも理解できますけれども、しかしながら、基本は保育士ということになるわけですよね。

今回、この中で家庭的保育事業においては保育士が1人、家庭的保育者が1人おれば5人までいいよと、こういうことですよね。

それから小規模Aについては全員が保育士と。B型については保育士が1人おって2人という形、家庭的保育については研修を受ければいいと。そして居宅訪問についても保育士でなくてもいいというふうになってますけれども、県の基準とあわせて見たときに、県の基準が妥当かどうかということとはともかくとして、少なくとも県の基準、認可外の方たちが今、保育をやってて、そしてそうした方たちが新たに参入してくるということもあり得るわけですので、県の基準に照らし合わせたときに、こうした新たな施設について、それを下回っているか上回っているかということを検討されたことはありますでしょうか。

○子ども課長

その辺の比較は特にはしておりませんが、大体同じだなというふうには認識はしておりました。

○佐藤委員

大体同じはいいですけど、わかればぜひ教えてもらいたいなというふうに思うんです。現在の認可外保育の基準が今度、認可と許可を得て、いわゆる認可ということになるわけです。許可と確認ということで認可保育園になるわけですよね。これらの施設については、今回最低基準を定めて。認可外のときよりも認可になった家庭的保育の水準が保育士という基準の中で下回るようであっては、やっぱりいけないと思うんですよ。ですから私は、そこのところを、時間がまだありますので、わかればぜひ教えもらいたいなというふうに思うんです。

現在、知立市でも新たにいろいろ背景があるにしても、認可外の保育所が知立市には3つあり、一般的な保育所が3つあって、事業所内が2つあると。これらの施設がこうした法整備がされて、こうした条例ができて、民間参入という形になりますよね。しかし、民間参入になったときに、いわゆる許可と確認という行為を通じて、この方たちが従来の無認可ではなくて、ちゃんと法定代理受領もできるような仕組みの中に入ってくるわけですよね、いわゆる認可になるわけですよ。

ところが、認可になったはいいけれども、認可外のときの基準よりも今回の条例の中で定められた園児に対する保育士の割合、これが保育士資格の持っている人と今この中身を見てみればそうじゃない方が、研修を受けた方でもオーケーですよという中身になってるので、現在の認可外保育の中で県の基準とされるものを下回るような最低基準であってはいけないなというのが私の認識、問題意識なんですよね。

ですから、そこのところの比較はされてないということを言われましたけれども、まだ時間がありますので、そこのところについてお知らせを願いたいなというふうに思うんです。

○子ども課長

また県のほうとの比較したものを、またお答えさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

お願いします。

それで、極めて初歩的な質問で申しわけないですけれども、全て保育士で当たるところとそうじゃないところ組み合わせがあって、また家庭的保育者だけでもいいとかそうした形でかなり緩和された中身がこの中には盛り込まれてきたわけですけど、そもそも保育士というものは、どういう資格で、どんな能力が求められておるのか、その専門性ということが子供たちにいい保育をやること、安全をきちっと確保すること等を含めて、だからこそ保育士という資格が必要で、そのことが配置を求められているというわけですよ。公立保育所において、知立市の保育所において、そうした保育士の資格ない人たちはなれませんよね、いくら入りたくても。

しかし、今回は、特にB型、これは半分おればいいということ。小規模については保育士がいなくてもいいと。さらに居宅型については保育士でなくてもいいと、こういうふうになってるわけですよ。ですから私は、保育士というものは、そもそもどういう資格で、なぜ保育士でなければいけないのかと、今までね、そこのところについて、極めて初歩的で申しわけないんですけれども、保育士の果たすべき役割といいますか、資格についての御所見がぜひお聞きしたいなと思うんです。

○子ども課長

保育士は多くの方は学校で2年とかそれ以上の学校で勉強し、実習もしてきて、経験というのは少ないんですが、そういった勉強というのはかなり深くされてきている方で、そういう方が保育士になって資格を取ってなっていたという状況であると思います。

そういった方が今、知立市においても保育士という臨時職員においてもやっていただくような形になっておりますけども、そういったところを今現在、現実的には保育士が不足して多くの保育に対する人材を求められているということから、こういった国のほうで出てきてるものではないのかなというふうには思っております。

○佐藤委員

それで、確かに子ども課長の言われるようなこともあるんだろうとは思いますが。しかし、この点について、保育士の配置について、国の最低基準はこうしたものでありますけれど、上乘せをしているところもありますよね。例えば小規模B型については、保育士を4分の3にするとか、3分に2にするとか、そうした上乘せをやってる、政令市などではそうした対応をしてるみたいですよ。

さらには、居宅訪問介護事業について、ここにペーパーをいただきましたけども、とりわけ1対1を基本とするんですよ。そして、ここで言うように集団保育が著しく困難だというふうに言われているんですね。こういう方たちに対してやるわけで、そうした点では、国のとおおりということでやりましたけれども、私はそれでほんとにいいのかなというふうに、必要性の背景はわかりました。必要性の背景は子ども課長が言われましたのでわかりましたけど、その必要性の背景と保育士の資格、役割というものは、また別問題ですよ、これは。そこは折衷してこういう形にするんだろうと思うんだけど、別問題なんですよ。子供たちの発達保障と園での安全確保等を含めて、これは別問題なんです。必要性から言えば、どんどんこれは保育士じゃなくてもいいんですよ。量をたくさん入れろという話になるんですから。

だけど、そこところが今度の家庭的保育の1つの大きな問題じゃないかなというふうに思っています。必要性についてはいいですけれども、こうした保育士の配置が極めて薄められるという状況について、どのような認識を持ってるか、ちょっと福祉子ども部長、その点の保育士が今度極めて薄められるわけですよ。その辺についての認識はどうでしょうか。

○福祉子ども部長

佐藤委員の言われるように、今回ちょっとそういった中で指導する条件が緩んだという感じではしております。当然今、市の保育所については、保育士を採用させていただいております。

私個人としましては、当然その研修だけでほんとにいいのかとか、そういった部分は疑問を感じ

ております。やはりそれはそういった専門の資格がある勉強、それで国家資格を取った方たちですので、そういったものに対してやらさせていただきます。

ただ、子ども課長の言われるように、やはり今、需要は多いわけですが、それに対応する保育士が少ない、いないという現状があって、その関係もあって待機も発生しているという状況もあります。その中で、国のほうはそういった関係で若干研修を受けた者でもということでも若干緩めてるのかなという感じはしております。

以上です。

○佐藤委員

私ごとで大変恐縮ですけれども、看護師も大きな病院で看護学校を持っているところは看護師が集まります。そうじゃない病院では、看護師はなかなか募集かけても集まらないんですよね。だからといって看護師の配置基準を薄めて一般にしていいたいということにはならないですよね、命を預かるという点で。保育士も一緒だと私は思いますが、そうした認識は持たれますか。

○子ども課長

佐藤委員のおっしゃるとおり、保育士は子供を預かるということをしておりますので、命を預かるということもさせていただいているものとは思っております。

○佐藤委員

私は、そうした点では、家庭的保育についてもそうですし、とりわけ小規模のB型については、これは上乗せをして2分の1となってますけど、4分の3とか3分の1とか、そうした形の上乗せがやっぱり必要ではないかと、私はそう思うんです。

小規模については、全員が6人から10人という形でなるわけでしょう。5人のところもそういう形ですね。これ、このまま国の準則だからといって、これをこのままうたい込むのは民間参入すると。だけど、そこについては認可と確認はするものの、市の責任としては及ばない範囲なんですよ、これは。公立保育所ならば及ぶんだけど、

児童福祉法の第24条2項なんですよ、これらの施設は。だとすると、そここのところでもうちょっと国の人員についての基準はありますけれど、上乗せができるんですよね。上乗せができるとするならば、これはぜひそうした対応をしてほしいなど。少なくとも新たに今ない保育所なもので、これは、新たに知立市で行う、知立市で保育を受ける、事業を行ってもらう、そういう人たちについては初めから国の低い水準のところに合わせるのではなくて、そうしたものが必要ではないかと私は思うんです。

私、これ修正しようということを言うわけではないですけど、だけど、これでほんとにいいのかと。先ほどの学童保育については、要綱で最適基準、これは公立だからということですけども、少なくともそうした点での問題が残るではないかというふうに思いますけども、そうした点での改善はできないんですか。私は、ぜひ改善を求めているなというふうに思うんです。家庭的保育については家庭保育者1人につき3人と。これも1人も保育士がなくていいと、C型についてもそうと、そういうことです。居宅訪問型というのはありますけれども、特に集団保育が困難であると認められる乳幼児というのは、どのような児童、子供を指すのでしょうか。

○子ども課長

第37条のほうでありますように、障がい、疾病等重い方で集団保育ということができない方という形になるかと思います。

○佐藤委員

そういう子供こそ専門的な資格やそういうことを持った子供たちには必要じゃないですか。これになったから、すぐ事故が起きるとは言いませんけれども、昨今の1対1のベビーシッターというこういう中で、いろいろ事件が起きましたよね。少なくとも小規模のほうは複数の保育者がおって、複数の子供がおる。

しかし、居宅の場合については、そうした子供であるにもかかわらず、密室の中ですよ、基準はあるというものの。目が届かないということを思

うと、これは保育資格のある人じゃなければ、これこそいけないんじゃないかなというふうに私は思うんですけど、実際にそういう保育が知立市に参入するかどうか、やられる方がおるかどうかは別です。しかし、それらの参入を見込んで最低基準を定めるわけですから、これはいくら国がそういうことを言ったとしても、私は、そんな誰も目の届かないようなところでやる保育が、やっぱり保育士の資格なかったら、こんなの認めちゃいかんというふうに私は思いますけどね。別にその方たちが何かするということではないにしても、少なくともそういうことが必要ではないかと思いますが、これは副市長、どう思われますか。私は、そう思うんですよ。

少なくとも上のほうは複数の保育士や家庭保育者がおるような前提ですよ、子供たちの数やそういうことから見ると配置せないかと。しかし、これが1人ということになると、極めてちょっと心配だというふうに私は思うんですけど、どうでしょうか。

○清水副市長

御質問者の御指摘も私も、なるほどというところがたくさんございます。今回の制度につきましては、先ほど子ども課長も福祉子ども部長も申しましたように、現状の中で最低限の基準をつくる中で需要を満たすというような考え方も底辺にあるのかなというふうに理解をしております。そういったところでは、確におっしゃるように、どの子にも保育士がきちっと当たるとというのが理想といえますか、本来の形なのかもしれませんが、現在のそういう需要と供給の間でのこういった国の制度ができたというふうに理解をしております。

今の居宅保育の関係でございますが、そういったことで、これは特に保育資格を求めているではありませんけれども、他の関係の施設等々との連携を図りなさい、そういったことも言っているわけでございますので、必ずしも今、御質問者が御心配のような密室でいろんな支障があるというような状況にはならないだろうというふうに現時点では思っているところでございます。

○佐藤委員

ならないだろうということで希望的観測で、連携があるから大丈夫だということを言われましたけど、少なくとも常時連携をしてるわけじゃない。やっぱり複数の目がないということが一番の問題だと、そういう意味でいけば、保育士の配置がどうしても私は必要だというふうに思いますので、需要と供給の関係ということで、確かに悩ましい問題かもしれません。実態がどうか私もしっかりとつかんでるわけじゃないですけど、しかし、需要の問題とそこの保育士の配置をし、子供たちの成長に責任を負い、安全をちゃんと確保する、この点から見たら、いずれについてもちょっと問題がたくさんあり過ぎというふうに私は思います。

これも国のほうの法ができ、政省令も遅かったということで、学童保育のときも知立市独自で検討する暇がなくて準則に従ってやったということなので、そうしたことが十分検討されてなかったんですけど、今後これはまだ来年4月から施行ですけども、直す余地は十分あるんじゃないでしょうか。

私は、少なくともこのB型や家庭的保育についてもそうですし、このB型について、C型について、居宅について、特にC型については1人も保育士いなくてもいいなんていうのは問題ですよ、家庭的保育についても。これは何とか改善できないんですか。これで出発したいということとはよくわかりますけれども、福祉子ども部長、どうでしょうか、これは。

○福祉子ども部長

今回の条例については、先ほど今、佐藤委員の言われるように、ちょっと時間のない中で、国の基準をそのまま使わせていただいているという部分があります。今言われたように、気持的なものについては十分私も個人的な見解ですが、理解させていただいております。

ただ、これについてどういうふうにしていくかという話、今現在まだ手を挙げているところもないわけですし、どういうふうにしていくかということもありますので、それについては今後、研究

課題という形でさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

条例はこういう形で出てきたんですけど、子ども・子育てではニーズ調査というものがありますけれども、ニーズ調査の中でどういう施設を整備していくかということの1つの課題ですけれども、保育の質ということを考えたときに、子ども・子育て会議の中でこのことは議題とはなったんでしょうか。どんな意見が出されたのか。議題となったならば、どんな御意見が出されたのか、その辺も含めてあったらお知らせ願いたいなというふうに思います。

○子ども課長

子ども会議の中で、子ども・子育て計画というのを今、検討という形で委員の皆さんのほうへ出させていただいてはおりまして、その中で、確かに保育の質というようなものの表現がほしいというようなことがありました。

○佐藤委員

その程度のこの条例自体も子ども・子育て会議の説明をされて、こうした保育士、家庭的保育者の配置基準等を含めて審議をし、御意見いただいたということでしょうか。

○子ども課長

一応この9月とその前の7月25日の会議におきまして、今回の条例のほうをこういうふうに出させていただきますということで、委員の皆様事前に7月のときに出させていただいて、そのときに御議論いただくつもりではありましたが、その前に計画というところを審議が長引きまして、それが9月に持ち越しになりました。また9月4日のときでしたけども、同様に出させていただきましたけども、その前のところがやはりその計画というところで時間が多く使われてしまいまして、実際の中身のことについては審議がされておりません。ですので、こういった形で議会のほうをあげていきたいという形でお話は委員の皆さんにはさせていただいております。

○佐藤委員

私どももこうした条例ね、次の条例もありますけど、大変難しいんですよ、この一つ一つ、法何条に基づいてだとか読み解くのにな、ざっくりばらんな話しかできなくて大変恐縮なんですけれども、それでもそうした一番肝心なめの問題についてどうかということを問題提起したんです。そして、子ども・子育て会議の中で、このことについては十分な議論ができない見切り発車なんですよ。

私は、今言ったような問題点、物わかりよく考えるのではなくて、国はそう提起したけれども、こうした背景があったと、こういうふうだということをメリット、デメリットについて知立市の公立保育の現状に照らし合わせたときに、ほんとにいいのかということについて、子ども会議の皆さんが判断の1つの材料となるようなそうしたものもこの文案だけね、ペーパーだけ示されたって、私ども、ほんとわかりませんよ。

そうした点では、そうした中でも十分審議されなくて、なおかつこの場に出てきたと。そして、保育に疎い私から見ても、大変これは問題だなというふうに思わざるを得ない中身なんですよ。

そうした点では、これを差し戻せとは言いませんけれども、こうした点も指摘をされたことを含めて、子ども・子育て会議にそうした議論を出していただいて、よりよい条例にしてもらおうということが、今議会でこれが通ったとしても問題は残るわけですので、子ども・子育て会議の中で、この点についての修正を次の議会ですとか、全文書き直さなくてもいいわけですので、そうした段取りぐらいは子ども・子育て会議の中で私はやってほしいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○子育て課長

現状としましては、今、子ども・子育て会議の中では、先ほど申しましたような形になってしまって議論というのがされてない状態にはなっておりますけども、今回そういうふうで何とかお願いしたいと思っております。

○佐藤委員

福祉子ども部長、これはほんとに大切な問題で

す、ここのところはね。ぜひそうした点で、子ども・子育て会議に一遍この点について、ほんとにこれでいいのかという点で、需要と供給の必要性ばかりではなくて、やっぱり子供の発達保障と安全性確保の点で、皆さん率直な御意見くださいという中で取り組んでほしいなというふうに私は思いますよ。どうでしょうか。

○福祉子ども部長

今回、子ども・子育て会議の中で議案が審議されることなくということで時間がない中で、申しわけありませんでした。

これについては、委員の方には全て資料的には提供させていただいて、意見がある場合はということでもありますし、前回の子育て会議の中でも質の問題というのも意見として出ているということもありますので、順次そういった中で、少し検討させていただくような形で進めさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひそうした点について検討していただきたいというふうに私は思いますけれども、ぜひやってください。

これは子ども・子育て会議の今後のスケジュールはどのような形、来年のほかにも保育料の徴収条例などもこれからですね、公定歩合も示されていない中でこれからということになりますけれども、ほかの条例も準備せないかんということで大変ではありますが、一番肝心かなめのところで、やっぱりこれは大切なことですので、ぜひそんなこともしていただきたいと。

これは、次の子ども会議はいつぐらいにあるんですか。

○子ども課長

次回の子ども・子育て会議は10月8日でございます。

○佐藤委員

ぜひ10月8日の子ども・子育て会議の中で、これをひとつ提起してください。このペーパー1枚ではだめです。議会からの指摘を踏まえ、保育の実施責任を公立保育ではやりますけど、今度は実

施責任はないので、民間ですので、民間に全てお任せなんですよ、最低基準の中で。ですから、しっかりと担保するためには、やっぱりそのことがとても大切じゃないかなと。ですから、担当者としてそうした懸念についてもちゃんとお伝えして審議をしてもらおう、そして、よりよいものにしてもらおう、このことが大切だなというふうに思います。

それで、もう一点聞きますけれども、給食について、いろいろこの前もありましたけれども、どのような形になっていくのかお知らせください。

○子ども課長

給食については、原則自園調理という形でございまして、連携施設というところで、第16条のところになるんですが、連携施設からの搬入、または家庭的保育事業者と今回の地域型保育事業になるんですが、その同一法人、または関連法人が運営する事業、もしくは事業所内保育所が行う事業所、社会福祉施設、医療機関等のほうで搬入してもいいですよということが出されております。

○佐藤委員

原則は自園調理ですけども、そうした連携をとってるところなどを含めて外部搬入も委託もオーケーだよということでもありますけど、例えば私、よく読み込んでなくて大変ですけども、連携以外のところではだめだということですよ。一般的な民間の業者の弁当業者が参入するということとはできないということですよ。

○子ども課長

あくまで外部搬入は今申し上げたところだけでして、外部の調理業者がもし参入するとすれば、施設内での調理業務を請け負うという形は可能だということになっております。

○佐藤委員

私は基本的には自園調理で、ですから自園調理が基本だというものの、外部参入、連携施設などからも搬入するから調理室持たなくてもいいという規定もありますよね。いわゆる調理できる設備があればいいと、こういうことです。

それで、もう一つお聞かせ願いたいんですけど、

これも中島議員が言いましたけれども、小規模保育所のA型について、建屋は4階以上という形になってますよね。それから、小規模保育所B型についても4階というのはありますけれども、これについても3階、4階が可能なのはどういう保育所ですか、ここで規定してるのは。

○子ども課長

どういったという形ではなく、一応B型につきましても準用というものが第28条に対してはあります。B型の場合ですと、第32条のところで準用というのがございますけども、そちらのほうについて第28条の規定について準用するということも入っております。

そうした中で、この今回4階というところ是一部改正されて、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というのがありまして、そちらのほうに入っているものがこういった形で入っておりまして、4階の避難のところが現状と比べると支援法の施行に合わせて一部改正されて、今のこちらにあるような形になっていくというような形になっております。施設としては、特にどの施設がどうかというようなのはございません。

先日、中島議員がおっしゃってた屋外傾斜路とかその辺の分を確認させていただいたところなんですけど、こちらについては、ほかにもありますけど、2階の避難用の3のところですね、屋外傾斜路またはこれに準ずる設備というのがございますが、この屋外傾斜路についてはスロープということでございました。建築基準法のほうで確認させていただきました。

それと、これに準ずる設備というのは、これが非常用滑り台でございました。4階については非常用のこれに準ずる設備という形のものがついておりませんので、滑り台はございません。

○佐藤委員

準用という形で、どこにも厳密じゃなくて悪いけども、しかし、3歳未満児という扱いを見ると、基本が3歳未満児でしょう、家庭的保育については。保育士の配置については3人に1人とか、大きい子供たちについては20人に1人とかそういう

ことですよ。いざ実際になったときに、3歳未満児の子供たちで、3階のところから階段でおりれるのかと、スロープで滑り台でできるのかと、安全確保をそれでできるのかと。4階についてもスロープや傾斜路がないと、階段だと。特に4階なんてことになったら、保育士がそんな形で面倒を見れるんですか、現実問題。

私は、そう思ったら、いくら国の準用でも、こんな3階、4階を取り込むのは、これはだめですよ、だめだと思います。こうした家庭的保育から含めて、保育配置の中で、どのような組み合わせになるかわかりませんし、そんな中で、これがほんとに認めていいんですか。この条例で認めれば、あるかないかは別にして、その土俵の中で駅前保育だといって4階でやったり、3階でやったりということが認めるわけなんで、いざ実際になったときに、ほんとにそんな避難させることができるのかという、子供たちを。実際に例えば知立市の子供たちを4階か3階のところへ連れて行って避難訓練をさせたときに、保育士が、家庭的の配置でできるかどうかやってみて、できるというならこれは盛り込む方がいいかもしれんけれども、これは極めて危ないじゃないですか。それこそ子供たちの命を保障するという点で大問題でないですか、これは。どうでしょうか。

○子ども課長

今回4階の部分が来年度から改正されるということをお願いしましたが、その部分について。

○佐藤委員

なくなる。

○子ども課長

今これについてるものがなくなるじゃなくて、今度今の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中にはもうあるんですが、4階という部分が。この4階の避難用の部分が4月から支援法に合わせて今のこちらに出てるような形に改正されていくという今なっておりますが。

○佐藤委員

これは従わなくてはならない基準ではなくて、

参酌基準じゃないですか、これは。知立市が条例で定める場合は。

ですから、これは、3階、4階についてなくても別に構わないわけですよ。よそはどうか知らんけど、知立市に参入してきたら3階、4階は知立市の判断として、いざとなったとき、とてもじゃないけど避難はできないということで、3階、4階なくなっただけいいじゃないですか、参入してくれるならば。そうした3階、4階じゃない、より安全な低い階での保育参入ができる仕組みにしておけばいいじゃないですか、知立市は何もやらなくなっただけ。国はこういう形で3階や4階から実際に3歳未満児をこうした保育基準の中で避難訓練をやって、これならいけるということでこんな出てきたんですか。

○子ども課長

この保育所における屋外階段の設置要件に関する検討会というのが昨年度、国のほうでありまして、その中で3月末までにまとめられた結果、こういう形には変わってきておるんですが、その中で、委員の意見としては、避難ということに関しても、当然避難階段ですので、お話が出ておるといふのを拝見しまして、なれない非常用階段ですとふだん使わないので、定期的に訓練をしてやっていく必要がありますよというような意見がされておりました。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

今、3階、4階、私はそういうふうに思うわけで、だから今の子ども課長の国のほうで検討されたと、だから何遍も訓練を行うんだと、こういうことをおっしゃるんだけど、ほんとにこの保育士の配置基準と階の高さと見たときに、3歳未満児が訓練でほんとにうまくできるかということも

疑問だし、なおかついざ実際に地震だ、火事だというときに、本当に非常時にそれに対応できるのかという問題もあるんじゃないですか。

だとするならば、知立市に参入をされるこうした保育事業者に対して、前もって3階、4階などを認めないと、そのぐらいいいことは可能じゃないですか。これも今回の条例については、子ども会議にも諮ってないということでしょう。この部分もぜひ諮ってくださいよ、ほんとにそんな保育でいいのかどうか。いざとなったとき、避難ができるのかどうか、これはいくら何でも国の基準どおりにしても、これはちょっと問題があり過ぎです。ぜひそうした点を見直しを諮ってやってほしいなというふうに思いますけど、この点も子ども・子育て会議の中で議論の俎上にのせていただけますかね。

○福祉子ども部長

子ども・子育て会議の中で、今、議員の皆様にはこういった案件については資料的にはお渡しさせていただいています。今現在、第1目標的なもので事業計画策定が迫っております。これについては、平成26年度に策定させていただくということもありますし、議会の議決事項でもあります。

こういったことで、少しこれについても内部で検討したあと、その中でどうしていくかというのを再度、研究させていただきたいと思っております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

○佐藤委員

この子ども・子育て支援法が制定されるに当たっては、保育の質などを含めて知立市議会として二度にわたって国に対して意見書を出してますよね。

そうした観点から見ると、今回の条例提案、準

則ということで最低基準だというものの、ほんとにそれでいいのかなということが私は思いますけども、できるものなら私はこうした保育士の配置基準について、もしくは3、4階については議会として修正するか、もしくは附帯決議をつけるなりしたほうがいいんじゃないだろうか。

この間、二度にわたって意見書も国に出してきたというスタンスの中、ほかの皆さんも同意できる内容ではないかなと私自身は思うんですけども、いかがでしょうか。

○稲垣委員長

これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号について、挙手により採決します。

議案第49号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第49号 知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第50号 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、ここところの第6条のところでは、正当な理由のない提供拒否の禁止と、こういうふうにあります。知立市が行う保育所、民間の保育所、特別何とかと後ろのほうにありましたけど、これは保育の実施責任ということにもなりますけども、それ以外のところについて申請をし、そして、認定をされ、あとは公立保育所、民間保育所以外であれば何を想定しているのか、私ちょっとわからないんですけども、この条例というのは、いわゆ

る保育所とこの認定子ども園についての条例なんですか、私よくわからなくて、何を対象としているのかなということで、そもそものところがわからなくて困ってるんですけども、どうでしょうか。

○子ども課長

こちらの条例につきましては、特定教育保育施設及びこの前のこの部分が認定子ども園、幼稚園、保育園を指しております。

そして、特定地域型保育事業というのが家庭的保育等という前の第49号の条例に入る事業者の皆さんのことでございます。

○佐藤委員

そうすると、全てみんな入ってくるというわけですね。そうすると、公立の保育所及び民間の認定子ども園などに移行しない現行の保育所でやっていくものについては現行どおり保育の実施責任と、民間は委託ということになりますけども、その他については全て契約ということですよ。申請をされ、そして認定で必要量というそういうものを決定をされて、直接申し込みをされると、こういう形になるんですよ。

そうした中で、ここの第6条のところ、特定教育保育施設は支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないというふうにありますけれども、正当な理由とは何を指すのかなということですけど。

○子ども課長

定員を上回ったりとかというような形で、同じくこの第6条の第2項ですか、そちらのほうにありますように、利用定員の総数を超える場合においては抽せん、申し込みを受けた順序により決定する方法と特定教育保育施設の設置者の教育保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他の公選の方法により選考しなければならないという部分にかかると思います。

○佐藤委員

これについては、抽せんでやるか、その他の公選の方法かということについては、その事業者に委ねられるわけですよ。

それで、例えば私、これ全部読んでないんですけど、障がいを抱えているとか、そうしたことによって入所が断られたりとか、そういうことがあってはいけないわけですけども、こうしたこの規定の中で、ちゃんとそういうことが担保されるのかどうかということですけども、これについてはどうでしょうか。

○子ども課長

今ちょっと手元の資料が開けないんですが、施設側のほうが保育できないという場合は保護者にお話をさせていただいてということは可能だということが、たしかQAのほうであったかと思いますが、

○佐藤委員

そういうことで、そういった点では、例えば障がいや性別等を含め、もう少しそうしたことによっての申し込みを拒んではならないというような記述があってもいいのかなという感じがしますが、その辺はどうですか。

○子ども課長

もう一度お願いできますか。

○佐藤委員

この正当な理由のない提供拒否の禁止という中に、もちろんこうした形で担保されてるといえば担保されてるんでしょうけれども、第3項の中で保育の必要程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いとみられている優先的に利用できるように選考するものということがあって、前第2条の規定でと明記した上で当該選考を行わなければならないと、こういうことがありますけれども、特別そうした点で障がいだとか性別だとかそういうことを条件にして選考してはならないよというようなそういうものだろうと思うけれども、そうした文言が入ってもおかしくないんじゃないかなという気もするんですけども、その辺どうか。

○子ども課長

障がいという形での選考ということでございますが、ただ、先ほど申し上げたのが、やっぱり施設側ではどうしても無理だというようなお話の場

合のQAの話だと思いますが、現在ですと障がいという形での療育手帳等、障害手帳というような形の子供の受け入れをさせていただいております。

今度の制度の中では、今で言う実施の要件というのがございますけども、それにプラス優先利用というようなことの考え方が出てきておりまして、これは指数等でちょっと点数をほかの人と入所に比べて高くするというようなことが可能であるということは出てきてはおりますが、そういうことは可能になるかと思えます。

○佐藤委員

わからないことばかりであれですけども、利用者負担額等の受領ということがここに第13条でありますけれども、第1項、第2項から第6項までありますけれども、ここのところをわかりやすく説明してもらえたらなというふうに思うんですけども。

○子ども課長

後でさせていただきます。

○佐藤委員

それで、公定価格というものがあるんですけど、給付を受けて、自分が利用者負担額だけ業者に払いますけれども、そしてその給付が代理受領という形で施設ができるとなってますけど、できない施設もあるんですか、ここの中には。

○子ども課長

代理受領については、今この制度そのものがまず基本は保護者が公定給付を受けるというような形の制度でございますけども、今回、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業という形の認可と確認を受けた事業者においては、法定代理受領が受けることができるという形になっておりまして、受けられない場合というのは、保護者本人がそれを拒否して、私が直接受け取りたいと。私が施設に払いますよというようなことがあれば、そういうような形になるかと思えます。

○佐藤委員

そのところがどうなのかなというところで、例えば第43条のところ、受けられないのかどうかちょっとわかりませんが、第43条

の第2項のところで、特定地域型保育事業者は法定代理受領を受けないときって、受けられないというふうにはなってないですけど、これは保育事業者と書いてますね。さっき子ども課長が言われた、保護者が私が直接でも受けますよと。そして保育所に払いますよと、そういう中身の規定をここで言ってるということですか、先ほど子ども課長の答弁は、第43条の第2項に該当するところがそこになるんでしょうか。

○子ども課長

そういう解釈でございます。

○佐藤委員

それで、もう一つ教えてください。その第2項の中で、ずっとありますけれども、当該特定地域保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあって法何条とずっときまして、基準により算定した費用の額、その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育所に提供する場合とは内閣総理大臣が定める算定した費用の額が現にと、非常に難しいので、このところをちょっと教えてもらいたいと思って、算定された額以外に何かプラスアルファの保育サービスか何か受けたときにその差額を払うということなのか、その辺のことはちょっと教えてもらいたいと思います。

○子ども課長

資料のほうで、ちょっとまだ今、開けてないんですが、特別なサービスという形で、通常の職員配置を超えた配置であったり、何か特別なものをやっていたりというようなことだとか、そういうようなことが国の定める公定価格というものを超えた場合というような形のことがあったと思います。

○佐藤委員

そうすると、公定価格は保育でいくと標準的な保育時間だとか短時間だとかありますけれども、そうした時間だけではなくて別のメニューがよく言われたのが、例えば保育園だけ勉強だとか英語だとか教える別のメニューがあつて、そうした場合に、それとは別にそうしたものを徴収できる

ようなそういう仕組みが今度の中には入っているんだろうと思うんですけど、そういうことですかね。

○子ども課長

そういうようなことだと思っております。

○佐藤委員

いずれにしても、そうした形でいろんなメニューの中で運営がですね、公立保育所や民間の保育所はともかくとして、認定子ども園だとか幼保連携だとかそういうものが可能ですよね。可能な中でそういうふうになってくるんだけど、そうすると、そういうことを保護者の意向によってやる子と希望されない標準的な保育の子と段差ができるような中で、一体的な保育や教育についてどうなんだろうかというような指摘もありましたけども、そうした点については、どのような認識を持てるのかなということですけど、どうでしょうか。

○子ども課長

もう一度。

○佐藤委員

要するに、そうしたところによって子供自体は同じように入所してくるわけけども、そうしたメニューをサービス受ける子供と全部がプラスアルファのメニューなもんだから一律にやるわけじゃないので受ける子供、受けない子供が出てきて、そうしたところでの一体感というものがどうなるのかなということもひとつ懸念されてたようなことがずっとこの間この問題の中で議論になってきたと思うんですけども、そうしたことはどのような認識かなということなんです。

○子ども課長

今のそういった特別なメニューによって受ける子供と受けない子供が出てくるというようなところにつきましては、それぞれの園の特色というものを考えられて、入ってみえる保護者の方が子供を入れてみえる部分である部分ではないかなとは思っております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号について、挙手により採決します。

議案第50号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第50号 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情第23号 憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○高木委員

陳情第23号 憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書について、この陳情の目的は地域経済の発展と、2番目に放課後児童クラブの質の向上、改善、指導員の労働条件の確立、そして放課後児童クラブの子供の適正規模を30人までとするということなど、知立市にとっても今まさに進めていかなければならない課題も多いと思います。

知立市には知立市中小企業振興基本条例が平成25年4月1日に施行されましたが、このような陳情のように、地域経済の発展ますます進んでいかなければなりません。また、放課後児童クラブの充実、先ほども言いましたけれども、知立市の課題でもあります。知立政策研究会としましては、この陳情を賛成としたいと思います。

○佐藤委員

それでは、私は、この陳情に賛成の意見表明をしたいなというふうに思います。

知立市においては、既に中小企業振興条例、基本条例を策定をし、いよいよこれから具体的な施策が課題となっているということであります。

しかし、今回の陳情は、知立市が制定した、しないにかかわらず、他の自治体でもやっぱり同じようにまだまだのところがあるので、そうした点では、知立市として振興条例を国に意見をあげることにについてはいいことだなというふうに思います。

さらに、学童保育については質の向上と、先ほども議論になりまして、いろいろ意見言わせてもらいましたけれども、そうした点での改善と同時に、この学童保育につきましては、公立だけでやってるばかりではなくて、民間のお父さんやお母さんが共同運営でしている学童保育所も全国にはかなり多くて、そうしたところでは財政的にもさまざまな困難に直面しているところもあります。

そうした点では、やっぱりこうした趣旨を国に伝えることは大切です、さらに適正規模の30人、今回は国のあれは40人というふうになっております。40人でも大変なのに30人でできるかという御意見もあろうかというふうに私は思います。

しかしながら、全国学童保育連絡協議会の中では、こうした点で一貫して1単位を30人というようにも言われてきました。国に対して、そうした点も努力目標で地方議会が示していくことも妥当なことではないかと、そんなことで賛成の意見表明とします。

○石川委員

私どもは、これは不採択でお願いいたします。

この陳情書は、どうも意味がよくわからない部分があります。最後のところの冒頭の案内の中で、貴自治体が以上の趣旨を踏まえて地方行政を推進することを期待するということです、期待してもらえばいいと思いますが、議会としては、先般も既に中小企業振興条例を制定しております。そしてまた、その間において不備な点は議会からも指摘して変更はさせていただいている状況であ

りますので、もう既にこれは実施済みであります。

それからあと、学童保育のことにつきましては、一番最後のところに学童保育と放課後子ども教室を一体化しないでくださいというふうに書いてありますが、これはいずれは一体化しなければ大変ややこしいものがあるのではないかなと思っております。

なぜこれ、2つに分かれているのか、国のほうの施策もよくわかりませんので、一体化すべきだと思います。

以上で、これは不採択でお願いいたします。

○杉山委員

公明党会派として不採択でお願いいたします。

今回この陳情者が求めている点、憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書におかれましては、1点に地域経済の発展化を図るためのこういった中小企業振興条例の制定することに関しましては、知立市は先ほどお話があったとおり条例制定させていただいております。

学童保育の資質向上、これは今お話の今回の議案にも出ておりますように、子ども・子育て新制度のものの資質の向上、そしてまた、保育の充実という点では、まだまだ私たちも理解できてない部分も先ほどの議論のようにあるかというふうに思いますけれども、今ひとつこれは民間の知恵をまた借りながら、また保育の充実を目指してやっていくという制度でもございますので、これからさらに検討もしていただきながら、また市としてもそれを充実させていただきたいというふうに思っております。

今回のこの陳情に対しましては、不採択でお願いいたします。

○稲垣委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第23号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手少数です。

次に、陳情第23号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、陳情第23号 憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第24号 憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第24号 これは住宅リフォーム助成制度を創設、充実というふうに書かれております。そして、地方行政を推進することを期待すると書かれておりますけれども、住宅リフォームにつきまして具体的なことは全く触れられておりません。

現在、知立市では介護保険制度の利用者には住宅改修事業が実施されており、高齢者福祉、障がい者福祉においては実施されております。この陳情の対象者を知立市民とするならば、住民の全てが持ち家ではなく、借家の方もあり、リフォームの助成は全ての方にといいにはかなうものではありません。

知立政策研究会といたしましては、住宅リフォーム助成制度のこの創設を願う陳情に関し、反対とさせていただきます。

○佐藤委員

住宅リフォーム助成制度につきましては、今、全国で600を超える自治体が地域経済の活性化ということで地元の業者に工事を発注して住宅をリフォームする際に工事費の一定割合、もしくは限度額10万円及び20万円などを設定してやってるわけですね。県下では蒲郡市などがやって、大変な経済効果を上げた、こんなことは議会の中でも何度も私も提案をさしてもらったわけですね。

中小企業振興条例もできて、具体的な施策として何ができるかということでもありますけど、そうした一環としてこの住宅リフォーム助成制度を提案をさせてもらってきたという経緯もありまして、ぜひ私は、採択をしていただいて、知立市でもこうした点で踏み込んでもらいたいなと、そんな思いで賛成をいたします。

それから、先ほどの陳情ですね、私も知立市に対する陳情ということ为国へということでちょっと理解が浅かったなという点で一言申し述べておきます。

以上です。

○杉山委員

陳情第24号に対しまして、不採択でお願いいたします。

知立市におかれましては、耐震、また防災に対しましても多種多様な助成制度を設けさせていただいております。今回この住宅リフォーム助成制度、全国にもこういった制度をもっていられるところもあります。

しかしながら、この具体的な部分で大変問題点もあるかというふうに思います。今回のこの件に関しましては、不採択でお願いいたします。

○石川委員

市議会もこれは不採択でお願いいたします。

この陳情書は、ほんとに陳情書とは思えないような陳情書でございますので、住宅リフォーム助成を創設、充実してくださいと言だけで、何かよくわからない中身であります。こんなものは不採択で結構だと思いますし、どこへ意見書を出すのかということも載ってない。前の陳情でも言いましたけども、提出先はどこだということも何も書いてない。これは不完全な陳情書だと思いますので、全く論外でありまして、不採択でお願いしたいと思います。

○稲垣委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第24号について採択することに賛成の委員は举手願います。

(賛成者举手)

○稲垣委員長

举手少数です。

次に、陳情第24号について不採択とすることに賛成の委員は举手願います。

(賛成者举手)

○稲垣委員長

举手多数です。したがって、陳情第24号 憲法をいかして住民生活の向上を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第26号 「(仮)手話言語法」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いいたします。

○三宅委員

陳情第26号については、市政会を代表して採択の立場の意見を述べさせていただきます。

意見書では2006年に国連総会で採択され、2008年に発行した障害者権利条約で手話が言語として国際的に認知された。国内でも2011年に改正された障害者基本法の条文に言語(手話を含む)との一節が盛り込まれ、手話が言語と明記されたとしています。

さらに同法第22条では、国、地方公共団体に対して障がい者の意見、疎通のための情報確保の施策を義務づけていることから、手話は日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す手話言語法を広く国民に知らしめていくことや自由に手話が使え社会環境の整備を国としても実現する必要があると述べております。

こうした国際的な社会経過と形成を踏まえて、聴覚障がい者が学校などで手話を学ぶことができ、

社会のあらゆる場面で手話を自由に使うことができ、聴覚障がい者に対して社会のあらゆる場面で手話の情報提供やコミュニケーションを図ることができる、そのような社会の実現に向けて国もしっかりと動くべきだと考えております。

以上で、陳情第26号については採択でお願いします。

○高木委員

陳情第26号に賛成の意見を述べさせていただきます。

こちらに書かれてありますように、手話をする人たちを私たちは、なぜか好奇心目で見てしまっているのではないかと思います。社会の一員としてコミュニケーションをとることができるようにしていかなければならないと思います。

意見書にも書かれておりますように、言語とは音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語と定義されており、手話は言語として国際的に認知されていますと書かれております。平成23年の8月には障害者基本法が制定され、手話が言語に含まれることが明確化され、平成26年1月には批准されました。手話も音声言語と対等な言語であることを理解し、自由にコミュニケーションがとれるような社会が早期に実現できることを望んで、知立政策研究会、この手話言語法の早期制定を要望し、賛成いたします。

○佐藤委員

私、恥ずかしながら、今回この陳情が出るまでに国連総会において障害者の権利に関する条約、この宣言及び手話、その他の形態の非音声言語と定義され、手話は言語として国際的に認知をされている、恥ずかしながら、私は知りませんでした。

きょう、意見陳述をされた中嶋宇月さんが、そうした手話によるバリアフリーといいますか、そういうことがないゆえに病院でグローブみたいな手袋をはめられて手すりにくくりつけられたと、そうした痛ましいというか、無理解の中で、そうしたことが往々にして起きてるんだなということを知りまして、そうしたものがもっと幅広く普及をされ、理解をされていくことが必要だなという

ことを改めて感じました。

私も聾啞者の方と接したときに、手話もできませんし、幸い、口で読むようなことができる方がみえたので少しはできましたけれども、そうした点では、そうした聾者だけではなくて、私たち自身もそうしたことが少しでも見につくような、そんな努力もしなければならぬのかなというようなことも中嶋さんの話を聞き、改めて思ったところ です。

そうした意味においては、障害者基本法の中にもうたい込まれたその流れを見れば、当然仮称の手話言語法とどういうものがどういう形で包括をされて、聾者だけではなくて一般の人たちとのコミュニケーションが広がっていくのかわかりませんけれども、そうしたものが制定をされて、言葉のバリアフリーといいますか、意思確認の意思疎通のバリアフリーがより一層進むことを願いまして、この陳情に賛成をいたします。

○杉山委員

陳情第26号に対しまして、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

本日は、意見書提出の陳情者の方が、ほんとに手話を交えて、そして、私たちにはわからない部分で通訳をしていただいて、この意見の陳情を述べられました。

この手話言語法の制定を目指しての推進本部という中でも、今シンポジウムとかフォーラム等でも推進をされています。昨年はベルギー上院議員の方もおみえになっての推進がされたようでもあります。今回この国の制定と、後には地方自治体で条例ともなっていたきたいということで、特に7項目のこういったものが載っておりました。手話を学ぶ機会の確保、また、手話をういた情報発信と、そしてまた、手話通訳者の確保、要請と、学校における手話の普及、事業者の支援、聾啞者の方々による普及啓発、そして手話に関する調査研究等、そういったのも載せていただきたいという旨の情報もいただきました。

私も昨年、東日本大震災でのときの聾啞者の方々の避難の状況を映画化された映画の監督の方

も聴覚障がいの方の映画の模様を見させていただきました。早くこういった手話言語法が国で制定されるように求めたいというふうに思っております。

以上をもちまして、陳情の採択の立場でお願いいたします。

○稲垣委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第26号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、陳情第26号「（仮）手話言語法」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、採択とすべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されましたのに伴い、意見書の文案について御協議願います。

陳情第26号 「（仮）手話言語法」の早期制定を求める意見書の提出を求める陳情書の意見書文案につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

御異議ないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

御異議ないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長、議長を除く賛成委員として最終

日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。

午後2時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 27年 3月 11日

知立市議会市民福祉委員会

委員長 稲垣 達雄